

## (2) 県行政への参画と協働を推進する施策(13施策)

### ① 県民と情報を共有する

#### 食品品質表示の啓発及び指導 (農林水産部)

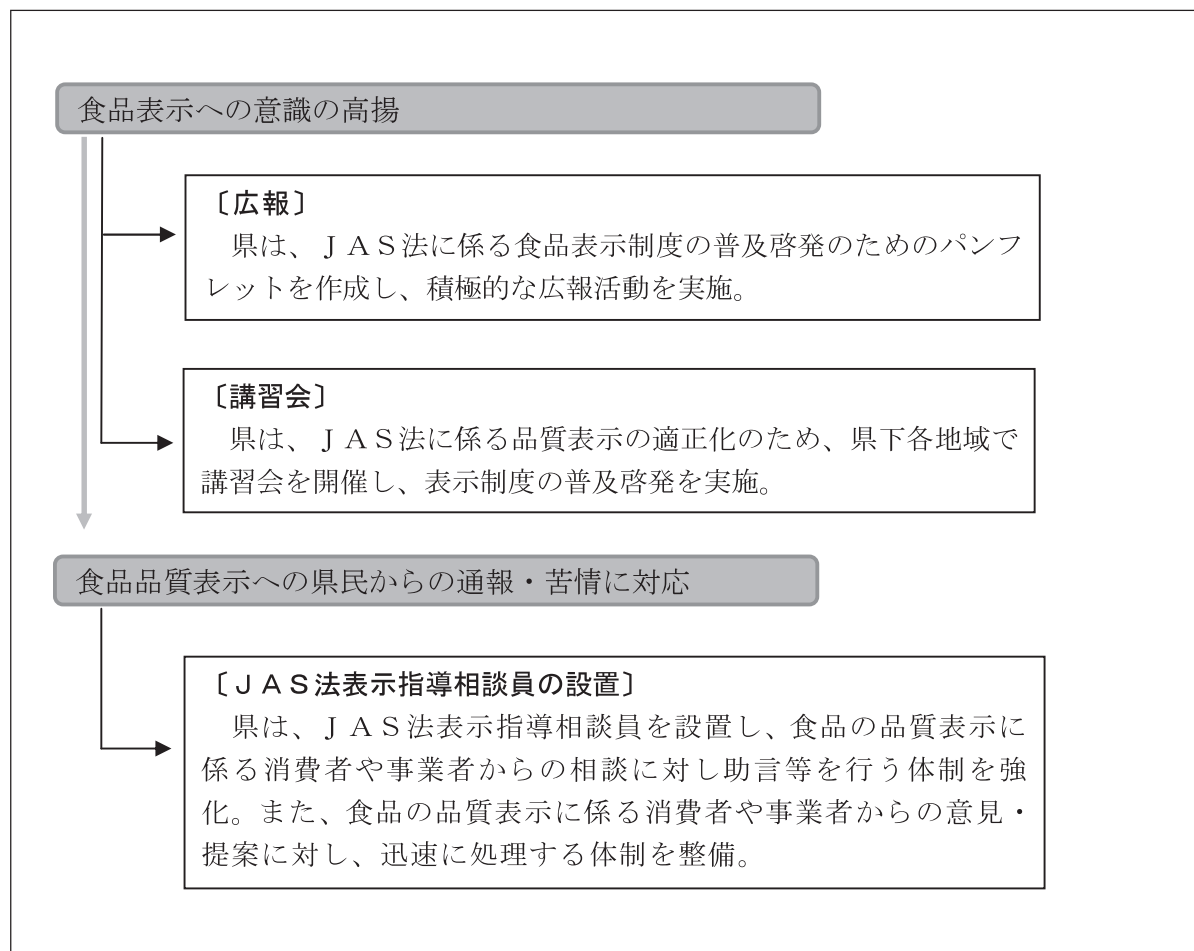
##### 事業概要

JAS法※に係る食品品質表示の適正化のため、製造業者及び販売業者等に対する適正化指導を行うとともに、制度の積極的な普及・啓発を図ります。

※ JAS法：「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の略称です。  
この法律は、品質に関する適正な表示を行うことによって消費者の商品選択に役立つことを目的としています。この法律で定められたルールに基づき、食品の名称・原産地などが表示されます。

##### 参画と協働の方法

兵庫県農林水産部、各県民局農林(水産)振興事務所等で連携して事業を推進しています。



## 参画と協働の実施状況

### ◇食品表示の講習会の開催

JAS法に係る品質表示の適正化を図るため、県下各地域で食品品質表示などに関する講習会を開催し、表示制度の普及啓発に努めました。

《講習会の開催状況》

- ・開催回数：45回
- ・参加人数：1,852人

### ◇食品表示制度のパンフレット作成

JAS法表示制度の普及啓発のためのパンフレットを作成し、講習会時や小売店などで配布することにより、積極的な広報に努めました。

### ◇JAS法表示指導相談員による県民からの通報・苦情の対応

食品の品質表示の適正化を図るため、JAS法表示指導相談員を各県民局に設置し、食品の品質表示に係る消費者や事業者からの相談に対し助言等を行うとともに、意見・提案に対し、迅速に対応しました。

《JAS法表示指導相談員の設置状況》

各県民局に1名ずつ、合計10名設置

《相談、意見・提案の状況》

相談内容	件数
生鮮食品や加工食品の名称、原産地表示等の表示が不適切	83
米の原料玄米の品種名や産地、精米年月日等の表示が不適切	24
JAS法に関する質問事項	4
表示違反を業者が自己申告	3
期限切れの商品が販売されている	1
合計	115

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (表示制度の普及啓発の継続)

消費者の食行動の多様化や輸入食品・新しいタイプの食品の増加等により、食品の安全性に対する県民の関心は高まっており、適正な食品の品質表示が求められるようになってきています。

このため、引き続き、JAS法に係る食品表示の講習会の開催、JAS法に係る食品表示制度のパンフレット作成等による食品表示制度の更なる普及啓発、JAS法表示指導相談員による県民からの通報・苦情の迅速な対応等により、食品表示制度に対する消費者や事業者の意識を高め、表示の適正化を推進していきます。

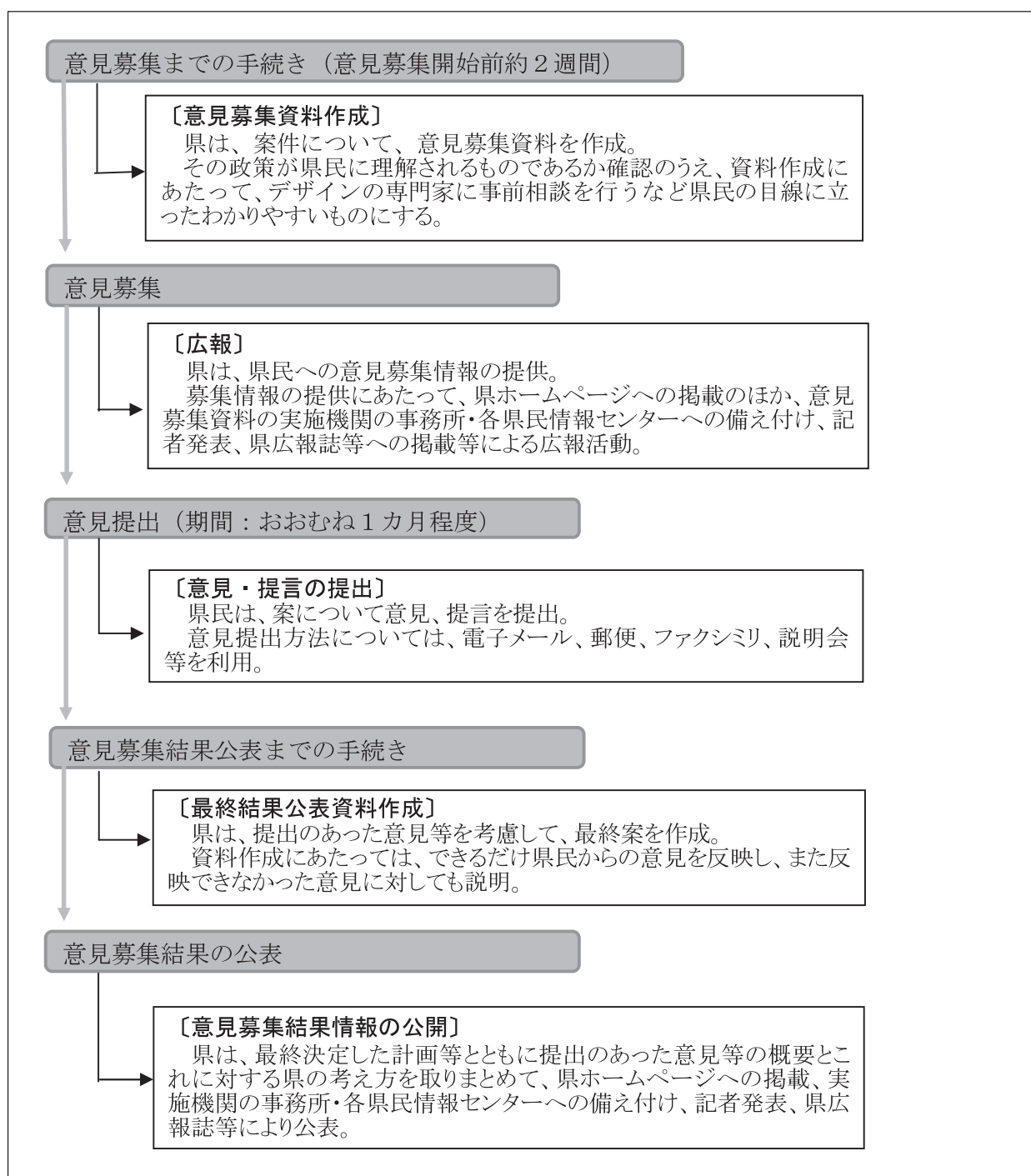
## ②県民と知恵を出し合う

### 県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の充実（県民政策部）

#### 事業概要

県政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、県民に対する説明責任を果たしながら、政策形成段階から広く県民の意見等を求める県民意見提出手続については、実施機関の範囲、対象となる案件、発表の方法、募集期間、県民への対応などの手続きを統一し、一連の手続きの統一的な運用を推進していくため、平成14年4月に、「県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施要綱」を制定し、その効果的な運用を図っています。

#### 参画と協働の方法



## 参画と協働の実施状況

### ◇年度別実施案件数及び意見提出件数・人数

平成14年に要綱制定後、平成14～17年度合計で165案件(⑭31、⑮38、⑯41、⑰55件)について意見募集を実施し、約6,300人(⑰については、意見集約が終わった29件)から合わせて、約15,600件の意見提出がありました。

1件当りの平均提出意見数は、同4年間平均で約110件(⑭約280件、⑮約100件、⑯約30件、⑰約70件)となっています。平成14、15年度には、極めて多くの意見提出があった案件があり、高い数値になっています。

年 度	H14	H15	H16	H17	合 計
実施案件数 (件)	31	38	41	55 (29)	165 (139)
意見提出人数 (人)	2,887	2,054	569	769	6,279
意見提出件数 (件)	8,562	3,985	1,157	1,930	15,634
平均意見人数 (人)	93.1	54.1	13.9	26.5	45.2
平均意見件数 (件)	276.2	104.9	28.2	66.6	112.5

※ 平成17年度の意見提出件数等は、意見集約の終了した案件(29件)の数値です。

### ◇対象別案件数と意見提出件数

県行政の基本的事項を定める計画、方針が70案件と最も多くなっています。次に公共施設等の整備に関するものが42案件となっています。

年度	H14		H15		H16		H17		合 計	
	案件数	意見数	案件数	意見数	案件数	意見数	案件数	意見数	案件数	意見数
基本計画、方針等	8	635	21	2,159	15	367	26 (15)	1,463	70 (59)	4,624
条例、規則	6	6,786	1	18	1	17	11 ( 8)	231	19 (16)	7,052
施設整備計画	9	613	8	726	18	225	7 ( 1)	28	42 (36)	1,592
附属機関の審議による答申等	8	528	8	1,082	7	548	10 ( 5)	208	33 (28)	2,366
その他	0	0	0	0	0	0	1 ( 0)	0	1 ( 0)	0
合 計	31	8,562	38	3,985	41	1,157	55 (29)	1,930	165 (139)	15,634

※ H17年度の意見数は、意見集約の終了した案件の数値です。

### ◇意見提出手段別状況

郵送(平均で38%)での提出割合が多くなっていますが、インターネットの普及を背景に、電子メール(同34%)での提出も多いのが現状です。

年度	H14	H15	H16	H17	H14～H17 平均
持参 (%)	5.6	7.9	6.8	6.2	6.2
郵送 (%)	42.0	33.6	18.1	35.2	37.7
ファクシミリ (%)	16.4	29.2	35.7	23.6	21.3
電子メール (%)	36.0	28.7	36.8	29.6	33.8
説明会 (%)	0	0.6	2.6	5.4	1.0

### ◇提出意見反映状況

県民からの意見については、趣旨を踏まえ、審議会等で専門的な視点から検討した上で対応しています。その結果、3カ年平均で約27%の意見を「反映」している一方、「今後の検討課題」「対応困難」があわせて約17%あります。

年度	H14	H15	H16	H17	H14～H17 平均
反映した (%)	30.5	35.9	9.1	10.1	27.2
既に盛り込み済 (%)	10.0	32.3	33.5	44.6	20.6
今後の検討課題 (%)	14.6	6.3	10.1	6.4	11.6
対応困難 (%)	6.6	3.2	7.5	0.9	5.2
その他(感想等) (%)	38.3	22.3	39.8	38.0	35.4

### ◇広報活動の状況

意見募集の状況を広く県民に知っていただくため、県の広報媒体（広報誌・ラジオ・テレビ等）の活用、新聞への掲載、説明会の開催、市町への働きかけ（広報誌・窓口配布等）、関係者・関係団体への働きかけ（広報誌・窓口配布・資料の送付等）などの広報活動を行っています。

広報活動の年度ごとの推移を見ると、いずれの広報活動とも増加傾向にあります。特に市町への働きかけを行った案件は、全体の半数以上となっています。

また、平成16年4月からは、インターネットや県民情報センターにおいて、実施3カ月前と1カ月前に事前予告を実施するなど、県民への周知に努めています。

年度	H14	H15	H16	H14～H16 平均
県の広報媒体の活用 (%)	12.9	18.4	26.8	20.0
新聞への掲載 (%)	19.4	18.4	26.8	21.8
説明会の開催 (%)	16.1	15.8	34.1	22.7
市町への働きかけ (%)	38.7	52.6	61.0	51.8
関係者・関係団体への働きかけ (%)	25.8	34.2	24.4	28.2

※ 数値は、各年度の実施案件数（⑭31、⑮38、⑯41）及び総実施案件数（⑭～⑯の合計110）に対する県の広報媒体を活用する等の広報活動を実施した案件数の割合です。

### 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

平成17年度に、参画・協働条例に基づく施策の効果の検証の一環として、県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）について検証を実施しました。

その結果を踏まえ、県民が意見を提出しやすく、また、庁内自治の原則に基づき、実施機関の主体性を尊重した、柔軟でより実効性の高い制度とするため、平成18年4月1日に改正することとしています。

検証の結果、明らかとなった主な課題と今後の取り組み方向（改正内容）は次のとおりです。

### **(広報の拡充)**

県民からより多くの意見を提出していただくためには、個々の意見募集に関する情報に加え、制度自体の趣旨やしくみについて、広く県民に周知することが必要です。

このため、多様なメディアの活用や関係市町・関係団体等との連携を図るなど、意見募集情報や制度の仕組みについて、周知機会の拡充に努めます。

### **(特定の地域を対象とする案件等の取扱い)**

県民意見提出手続については、一地域に影響が限定されるような特定の地域を対象とする案件も含め、すべての案件を同一の手続で実施していますが、より実効性の高い制度とするためには、個々の案件に応じて柔軟に手続を実施することが必要です。

このため、特定の地域を対象とする案件については、地域の実情に応じた柔軟かつ効果的な方法で実施できるよう制度を改正します。

また、法令等に、公聴会の開催等が定められ、実質的に県民の意見を反映する機会が確保されている場合は、手続実施の可否について、実施機関が適切に判断するものとしします。

### **(意見募集の時期・意見等の提出期間)**

県民意見提出手続の案件の内容は多種多様であり、案件によって、県民が意見を提出しやすい時期や、意見を提出するために必要な期間は、自ずと変わってくるものと考えられます。

このため、個々の案件に応じて、柔軟に意見募集時期や意見等の提出期間を設定できるよう運用を改めます。

### **(公表資料)**

公表資料の作成にあたっては、県民が案件の内容を理解しやすいように、県民の目線に立った資料作成に努めることが必要です。

このため、意見を求める論点等を明示するなど、分かりやすい資料作成に努めるとともに、個々の案件に応じて、柔軟に公表資料を選択できるよう制度を改正します。

### **(意見提出方法)**

県民の誰もが意見を提出できるように、郵便、ファクシミリ、電子メールなど多様な提出方法を確保するとともに、フォーラムや説明会等を合わせて実施するなど、個々の案件の実情に応じ、より意見の提出しやすい方法の活用を努めます。

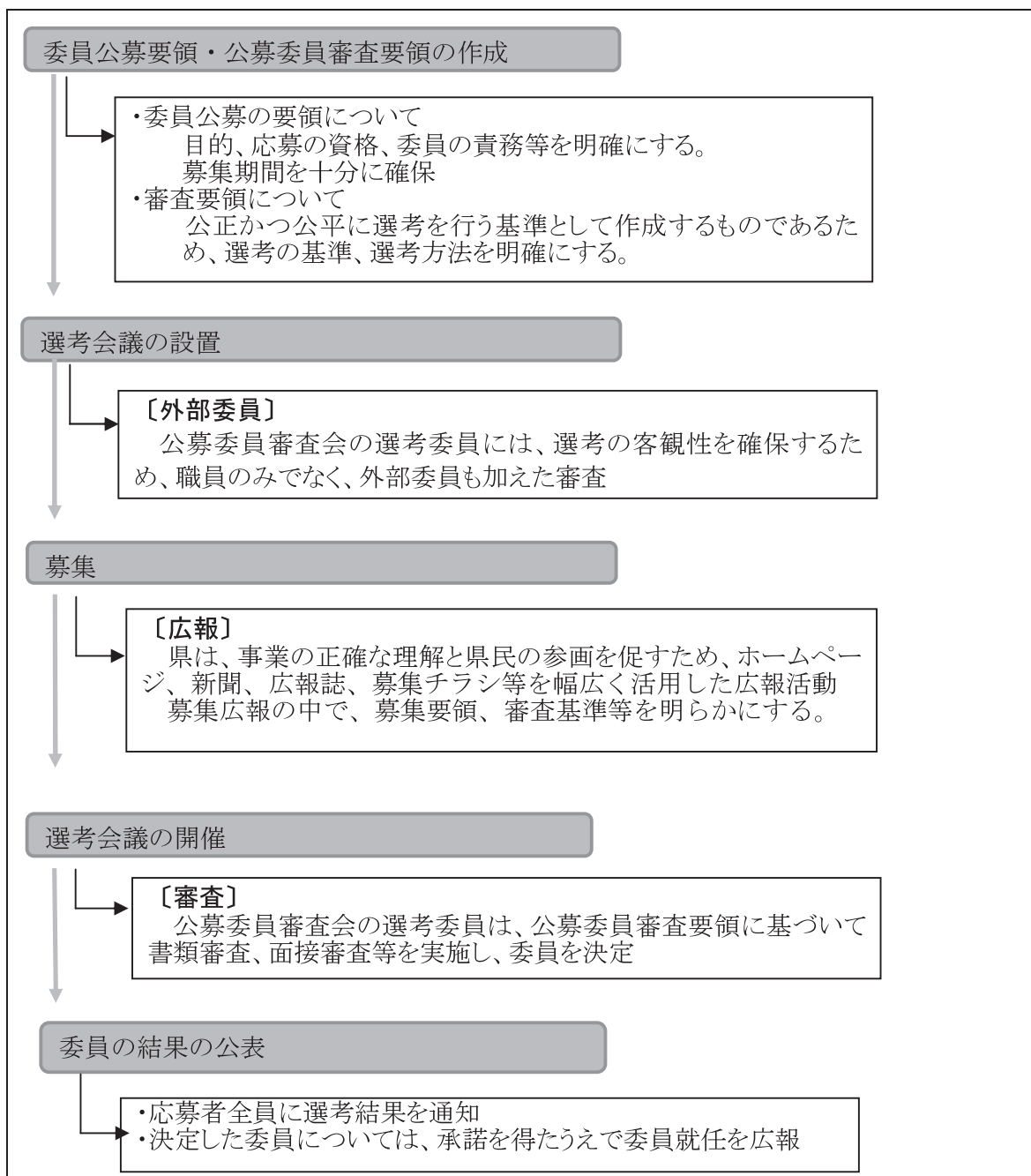
## 附属機関等の委員の公募に関する指針の運用（県民政策部）

### 事業概要

「県民の参画と協働の推進に関する条例」第9条の規定に基づいて、附属機関等の委員の公募を行うために必要な事項を定める指針を策定（平成15年4月1日施行）し、法令等の規定により公募を行う余地がない場合などを除き、県の政策の形成に関して調査審議するすべての附属機関等で、委員改選時に委員公募の積極的な導入に取り組みます。

### 参画と協働の方法

下記のような進め方を標準モデルに、具体的な方法については各機関の目的に沿って創意工夫を凝らし実施しています。



## 参画と協働の実施状況

### ◇委員を公募した附属機関等の数

(H18.3.31 現在)

機関数 区分	現在総数 a	公募委員の選任になじまないもの		検討対象	
		法令等の規定により委員の 選任対象者が定められてい るもの b	行政処分等の審査など 政策形成にかかわらない もの c	d= a-b-c	実施済 e
附属機関	71	8	26	37(37)	20(19)
協議会等	55	3	11	41(37)	21(19)
計	126	11	37	78(74)	41(38)

\* ( ) は 17.3.31 現在の数値

「附属機関等の委員の公募に関する指針」の策定により、委員を公募する附属機関等の数は、前年度 38 機関に比べ、3 機関増加の 41 機関（委員公募の対象となる機関 78 に対する導入率は 52.6%）となっています。委員改選時に委員公募は着実に導入されました。

### ◇委員の応募状況（上段：平成 17 年度、下段の( )内：平成 16 年度)

実施機関数 (件)	採用予定者数 合計 (人)	応募者数 (人)	1案件あたり 応募者数 (人)	1採用あたり 応募者数 (人)
41 (38)	112 (106)	498 (510)	12.1 (13.4)	4.4 (4.8)

実施機関数が若干増加したことにともない、採用予定者数も若干増加しています。しかし、1 案件あたりの応募者、1 採用あたりの応募者数は前年度に比べ減少しています。

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

平成 17 年度に、参画・協働条例に基づく施策の効果の検証の一環として、附属機関等の委員の公募について検証を実施しました。

その結果を踏まえ、委員公募の導入をより一層促進するとともに、公募による委員としての能力を発揮しやすい制度とするため、平成 18 年 4 月 1 日に改正することとしています。

検証の結果、明らかとなった主な課題と今後の取り組み方向（改正内容）は次のとおりです。

### (委員公募の制度の周知)

公募を実施した附属機関等は増加しているものの、1 機関あたりの応募者数は前年度実績からみると減少しています。応募者が少ない原因の一つに、委員公募の制度自体の県民への周知度の低さがあります。

このため、制度の趣旨や取り組みについて、HP だけでなく、多様な広報媒体を活用し、一層の広報に努めます。

### **(県民への募集情報の周知)**

多くの県民に応募していただくためには、募集情報の一層の周知に努める必要があります。

このため、公募を行う際に、県民生活との関わりをわかりやすく説明するとともに、審議内容に応じて、関係団体や活動団体に呼びかけを行うなど、一層広報を拡充するため、制度を改正します。

### **(多様な県民から公募する工夫)**

公募による委員には、学術的、専門的になりがちな審議内容に、生活者の視点に立った幅広い県民意見を反映させる効果が期待されています。

このため、委員の選任にあたっては、活動歴や年齢等を考慮するなど、多様な世代やさまざまな地域づくり活動に取り組む県民が参画しやすくなるよう、運用を工夫します。

### **(積極的な委員公募の導入)**

指針の対象とならない機関（設置期間が1年以下など附属機関等に該当しない委員会等）で、主体的に委員公募を実施（17年度は4機関実施）するなど、指針の制定・運用は、県職員に委員公募を積極的に取り入れようとする意識を醸成しつつあります。

このため、今後、指針の対象とならない機関においても、積極的に委員公募が取り入れられるよう、進め方のノウハウなどの全庁的な情報の共有を進めます。

### **(審議等に積極的にかかわることができる取り組み)**

公募による委員が、萎縮することなく審議等に参加し、委員としての能力を十分に発揮できるような工夫が必要です。

このため、審議内容等に関する学習機会の提供など、公募による委員が附属機関等の審議等に積極的にかかわることができるよう制度を改正します。

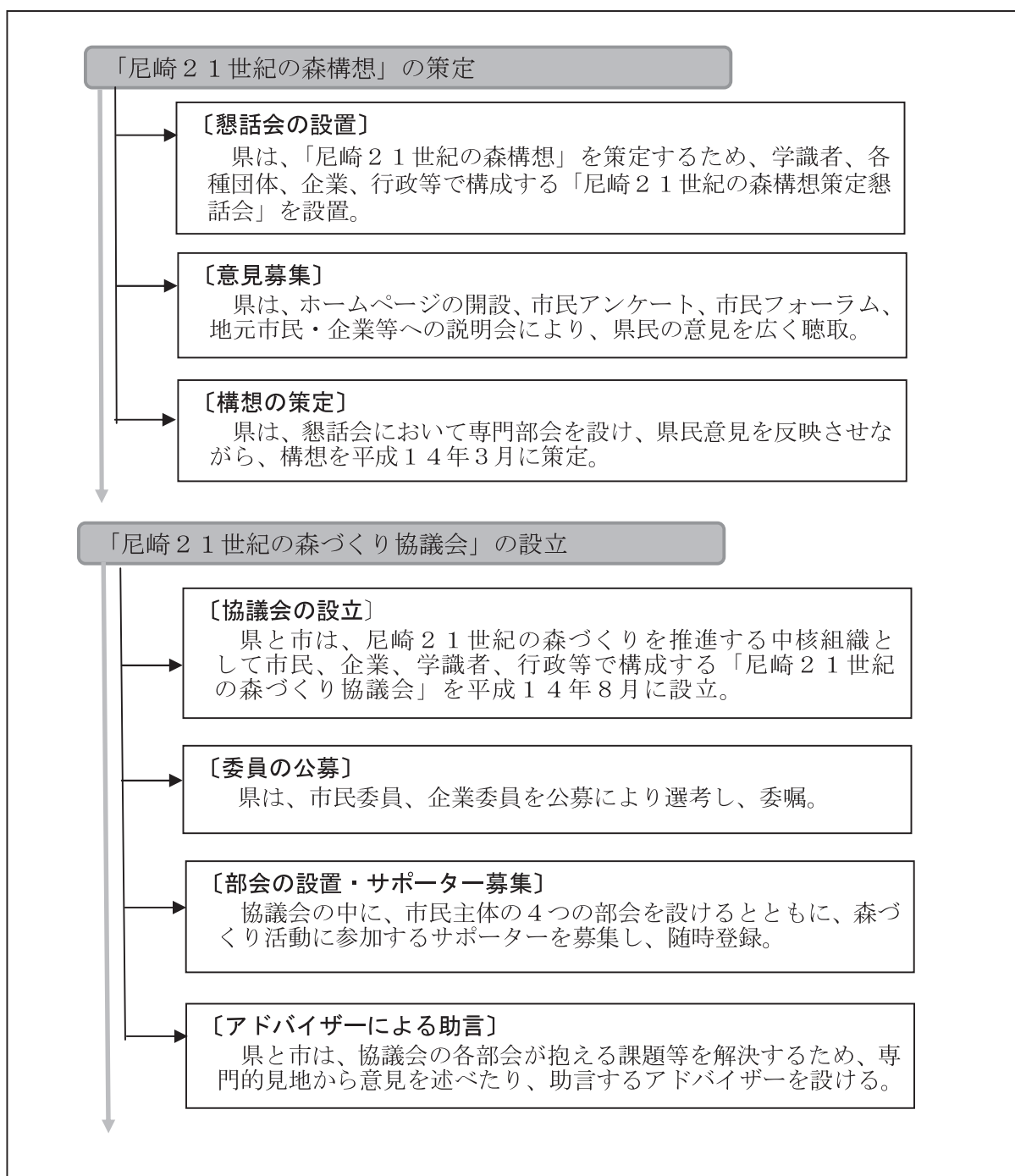
## 「尼崎21世紀の森」の推進（阪神南県民局、県土整備部）

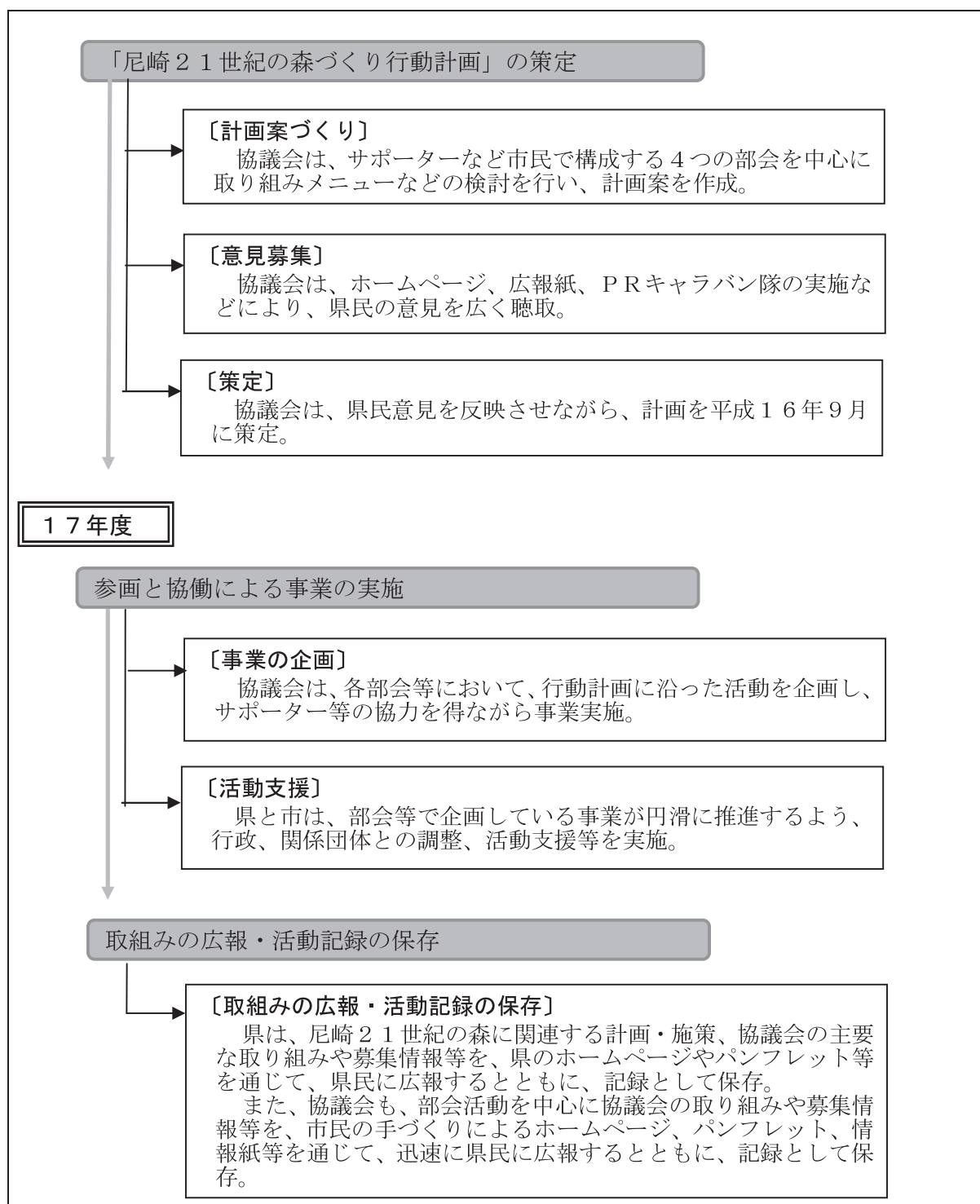
### 事業概要

工場跡地などの遊休地を抱える尼崎臨海地域において、緑の回復と水環境の改善による環境共生型のまちづくりをめざし、市民、企業、学識者等で構成する「尼崎21世紀の森づくり協議会」を設立して、参画と協働のもと「尼崎21世紀の森づくり」に取り組み、瀬戸内海の新たな環境創造と都市の再生を図ります。

### 参画と協働の方法

下記のような進め方をモデルに、兵庫県(県土整備部、阪神南県民局)、尼崎市及び尼崎21世紀の森づくり協議会が連携して事業を推進します。





**参画と協働の実施状況**

**◇輪の拡大・連携に向けたイベント・ワークショップ・フォーラムの実施**

森づくりの道標である行動計画に沿って緑化活動や地元・各種団体との連携など、森づくり・まちづくりの推進に向けた取り組みを活発に実践しました。

主要幹線道路沿いの沿道景観づくり	実施回数：2回、延べ参加人数：120人
エコ・産業フォーラム	参加人数：約70人
運河イベント	参加人数：約150人
サポーター大会	参加人数：約40人
尼崎21世紀の森づくりフォーラム	参加人数：約170人



(道路沿いの花の植付け)



(エコ・産業フォーラムの開催)



(運河イベントの開催)



(森づくりフォーラムの開催)



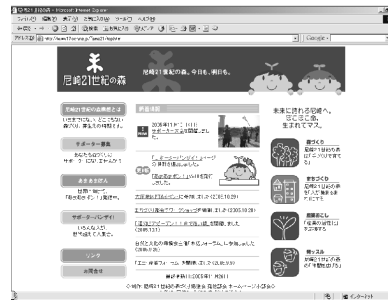
(サポーター大会の開催)

#### ◇森づくりの取り組みのPR

森づくりの浸透を図るため、市民の手づくりによるニュースレターの発行(発行回数：3回)、市民ホームページの更新、森づくりの取り組みを紹介するPR映像・PRちらしの作成などを行いました。



(ニュースレターの発行)



(市民ホームページの作成)

#### ◇森びらきの検討

尼崎の森中央緑地の一部開園・スポーツ健康増進施設の竣工に合わせ、尼崎21世紀の森の誕生を皆で祝う「尼崎21世紀の森びらきオープニングイベント」の企画を、様々な分野の団体に呼びかけ、実行委員会を組織して検討しました。

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (森びらきイベントの実施)

市民の手づくりによるニュースレターやホームページによる情報発信、イベントの開催などは、市民に対する森づくりの普及啓発に一定の効果がありました。

「のじぎく兵庫国体」が開催される平成18年度は、5月のオープニングイベントを皮切りに、リレー形式で「森びらきイベント」を実施し、森づくりの取り組み成果や目指す理念を全国に発信し、「森づくりの輪の拡大」を図っていきます。

### (企業参加の仕組みづくり)

これまで、森づくりの取り組みについては、市民による活動が中心でしたが、森づくりの輪の拡大を図っていくためには、多くの主体の参画が必要です。

このため、これまでの市民活動中心の取り組みに加え、市民と企業が連携した取り組みを進め、企業参画の仕組みづくりを検討していきます。

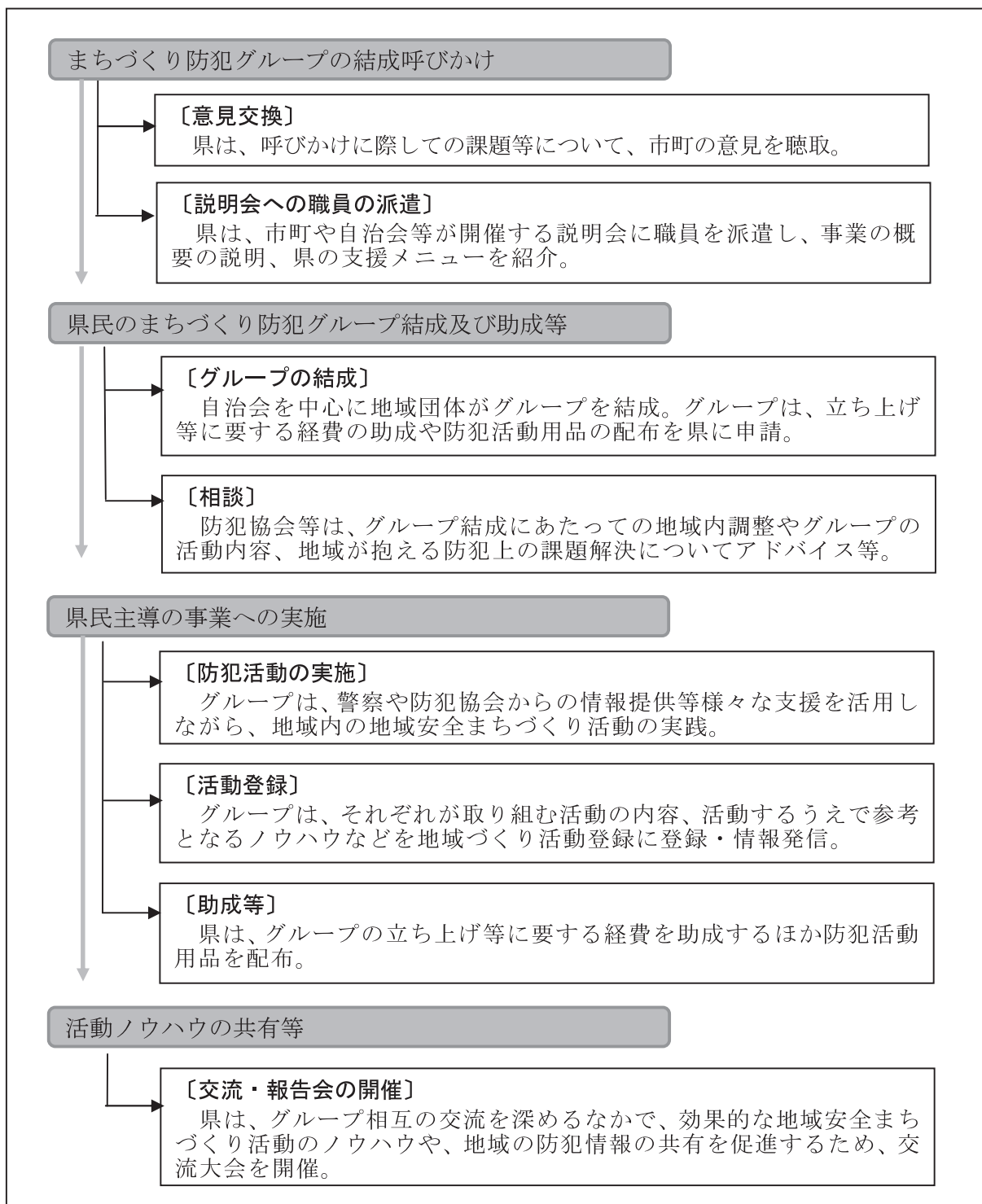
### ③県民と力を合わせる

#### 地域ぐるみ安全対策事業（県民政策部）

##### 事業概要

まちづくり防犯グループの立ち上げ経費等の助成、防犯活動用品の配布、防犯活動リーダー養成講座の開催など、まちづくり防犯グループの結成促進・活動支援などを通じて、地域住民を中心とする自主的な防犯活動の活性化を図り、県警察との連携の下、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

##### 参画と協働の方法



## 参画と協働の実施状況

### ◇市町防犯担当課長会議等の開催

市町の防犯担当課長を一堂に集めた市町防犯担当課長会議を開催し、まちづくり防犯グループの結成促進や活動支援について、16年度の事業実施結果を踏まえた市町の意見を聴取するとともに、相互連携の一層の強化について確認しました。

第1回

- ・ 実施日：平成17年4月26日
- ・ 参加者数：60名

第2回

- ・ 実施日：平成17年9月14日
- ・ 参加者数：60名

### ◇立ち上げ経費等の助成等

立ち上げ経費等助成では、立ち上げに要する経費のほか、防犯活動の充実・高度化に要する経費を幅広く助成の対象経費としており、グループの事情に応じて活用しやすいものとしています。

平成18年3月末現在で、923グループに対して立ち上げ等に要する経費を助成しました。

また、防犯活動用品の配布に当たっては、活動区域の世帯数に応じて、用品メニューから必要な用品を選択できるようにし、各々の活動内容に柔軟に対応しています。

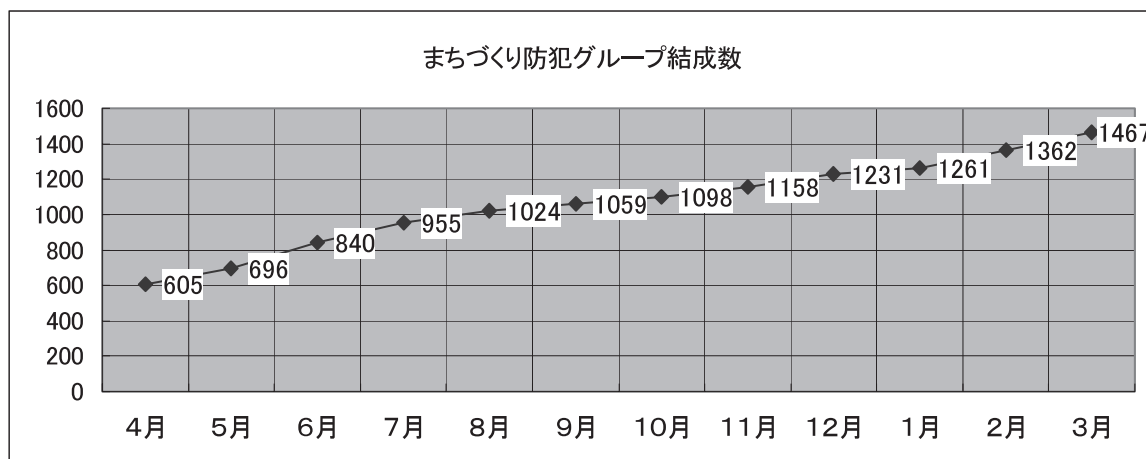
- ・ 助成実績：127,089千円



### ◇まちづくり防犯グループの結成

平成18年3月末現在、1,467グループ（5,552自治会の区域で活動）が結成され、地域住民の参画と協働の下、防犯パトロール、学童見守り活動、防犯意識の啓発活動等が展開されました。

防犯グループの結成件数は、平成16年10月の立ち上げ開始から順調に伸びており、自主防犯活動の輪は着実に広がりを見せています。



#### ◇まちづくり防犯グループへの活動支援

グループの防犯活動を継続し、地域に定着させていくため、新たに、地域安全まちづくり活動を取りまとめていくリーダーを養成する「防犯活動リーダー養成講座」の開催や、地域住民だけでは解決できない防犯上の課題が解決されるよう個別具体的に支援していく「まちづくり防犯グループ専門サポート事業」に取り組みました。

開催日：平成17年12月11日

参加者数：120名

#### ◇市町と県の連携

まちづくり防犯グループの結成に向けた地域への働きかけやグループの登録申請、立ち上げ経費等の助成申請、防犯活動用品の支給申請の一次受付を市町が担当しています。

#### ◇地域安全まちづくり条例の制定

実践活動に取り組む県民が参画する「防犯まちづくり有識者懇話会」の意見を踏まえ、まちづくり防犯グループを中心とする地域住民の参画と協働による地域安全まちづくりを促進するため、安全で安心な地域づくりに向けた取り組みの理念や県の具体的な支援等を規定した「地域安全まちづくり条例」を平成18年3月に制定しました（平成18年4月から施行）。

### 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

#### （地域安全まちづくり条例に基づく「推進計画」と「指針」の策定）

条例に基づき、県民の皆さんの地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的・計画的に実施するための「推進計画」や、県民の皆さんの活動の具体的な方向性を示す「指針」を策定するに当たり、地域安全まちづくり活動に積極的に取り組んでいる地域の方々が委員として参画する地域安全まちづくり審議会において十分審議していくこととしています。

#### （継続的な地域安全まちづくり活動の定着）

地域における地域安全まちづくり活動の継続的な実施には、住民の継続的な参画と協働が不可欠であるため、住民の防犯意識の底上げを図りつつ、地域における地域安全まちづくり活動の旗振り役として、自ら率先して活動するとともに、警察等関係機関との連絡調整を行う「地域安全まちづくり推進員」を設置し、その活動を支援していきます。

#### （事業者の地域安全まちづくり活動に対する取り組みの促進）

地域のみならず事業者も積極的に地域安全まちづくり活動に参画し地域と共に協働していくよう、事業所において従業員に対する防犯教育や防犯設備の導入・管理等を行うほか、周辺地域との連携の窓口となる「防犯責任者」の設置を事業者に働きかけ、その活動を支援していきます。

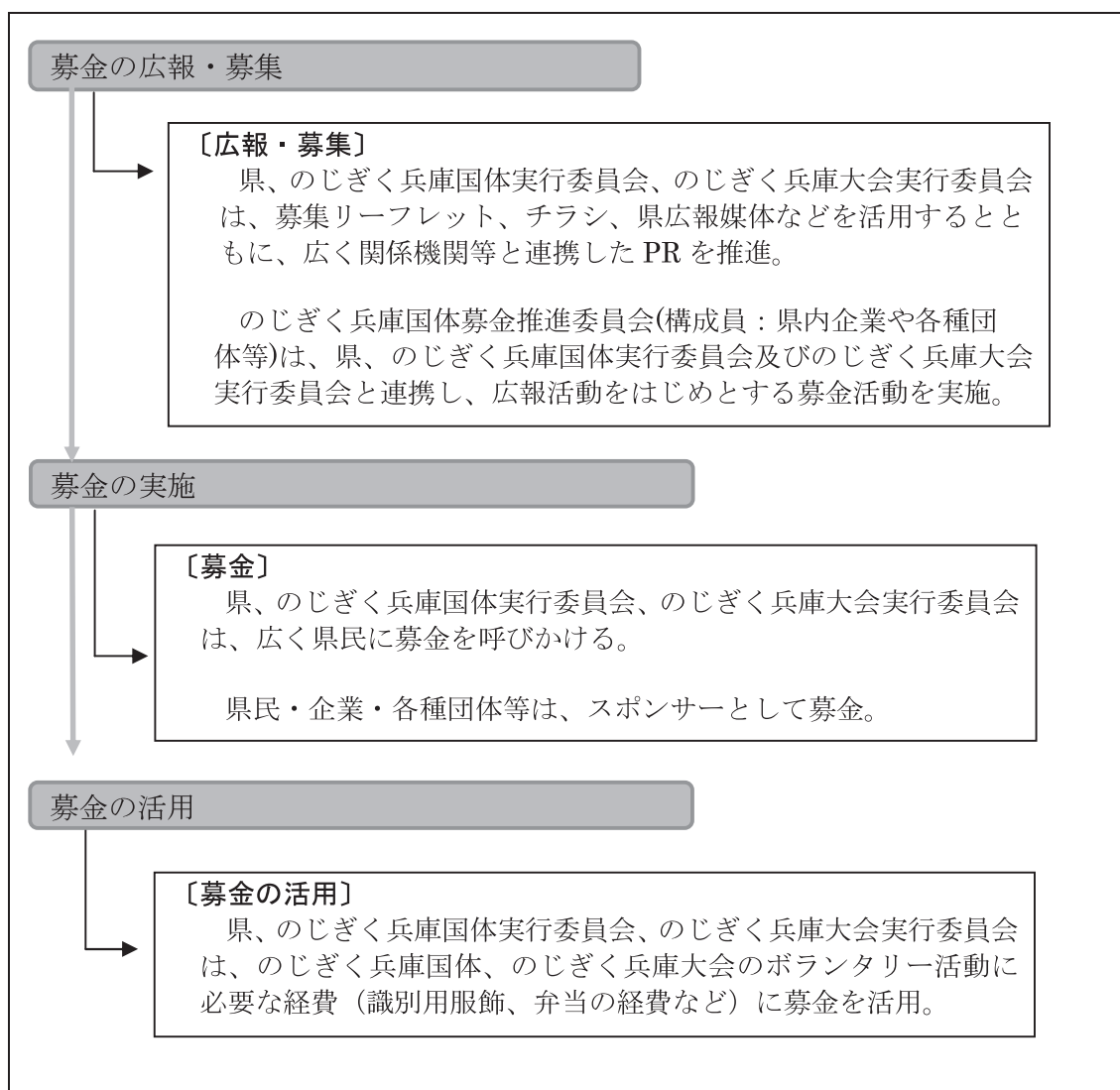
## のじぎく兵庫国体募金（愛称：はばタン募金）の実施（企画管理部）

### 事業概要

平成18年度に開催する「のじぎく兵庫国体」及び「のじぎく兵庫大会」を広く県民に支えられた大会とするため、県民一人ひとりがスポンサーとなって大会を支える取り組みとして、募金箱募金、個人募金、イベント募金、職場・職域募金、法人・団体募金を行う「のじぎく兵庫国体募金（愛称：はばタン募金）」を実施します。

### 参画と協働の方法

下記のような進め方をモデルに、のじぎく兵庫国体募金推進委員会、のじぎく兵庫国体実行委員会及びのじぎく兵庫大会実行委員会が連携して事業を推進します。



## 参画と協働の実施状況

平成16年度に引き続き、「のじぎく兵庫国体募金」を実施し、多くの県民の皆さんから支援を得ることができました。特に平成17年度は、「のじぎく兵庫国体・のじぎく兵庫大会1年前PR月間」の一環として、9月～10月を「募金推進強化月間」と位置づけ、集中的に取り組みました。

### ◇のじぎく兵庫国体募金実施状況

項目	実施件数等		
	16年度	17年度	合計
募金箱募金	2,960カ所		
個人募金	94件	176件	270件
イベント募金	36回	72回	108回
職場・職域募金	3件	1,346件	1,349件
法人・団体募金	99件	1,049件	1,148件

### ◇募金額

平成16年度	99,766千円
平成17年度	268,069千円
合計	367,835千円

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (多様な募金の実施による大会機運の醸成)

平成17年度は、国体開催1年前の9月～10月を「募金推進強化月間」と位置づけ、集中的に取り組んだ結果、平成16年度の2.5倍以上の募金を集めることができました。

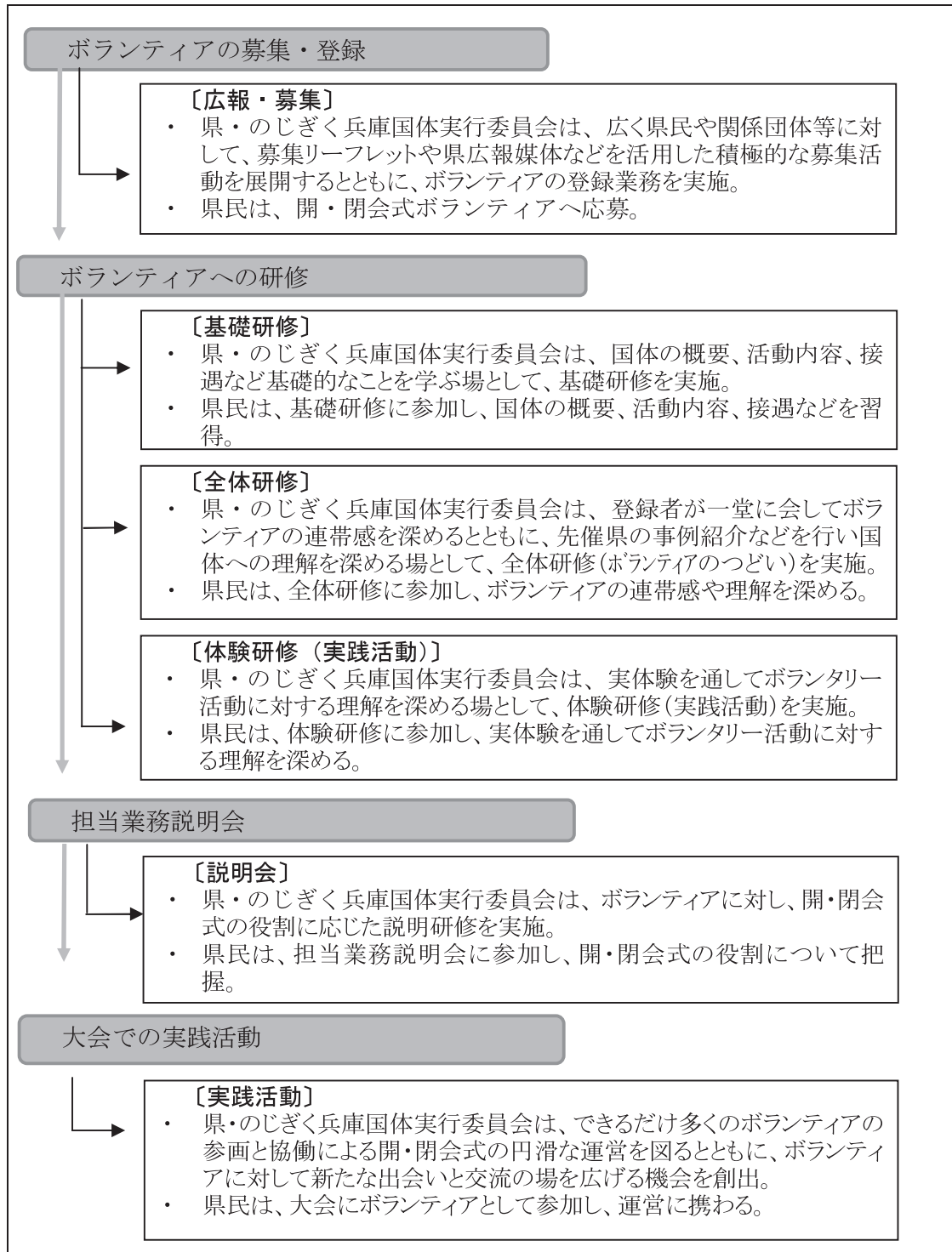
平成18年度は、目標額である5億円の達成をめざし、平成17年度に引き続き、①募金箱募金・個人募金について、リーフレットやホームページ等を活用し、募金を周知するための広報啓発活動を推進するとともに②国体関連イベントや募金推進委員会構成団体が実施するイベント・大会・会議を中心としたイベント募金や、職場・職域募金、法人・団体募金などの取り組みを展開し、開催がせまった「のじぎく兵庫国体」及び「のじぎく兵庫大会」の機運醸成を図ります。

## (のじぎく兵庫国体) 開・閉会式ボランティアの募集・研修の実施(新) (企画管理部)

### 事業概要

震災からの復興の過程で培われたボランティア活動を生かし、「県民一人ひとりが創る国体」をめざすとともに、できるだけ多くのボランティアの参画と協働による開・閉会式の円滑な運営を図るため、開・閉会式ボランティア(のじぎくパートナー)の募集・研修を実施します。

### 参画と協働の方法



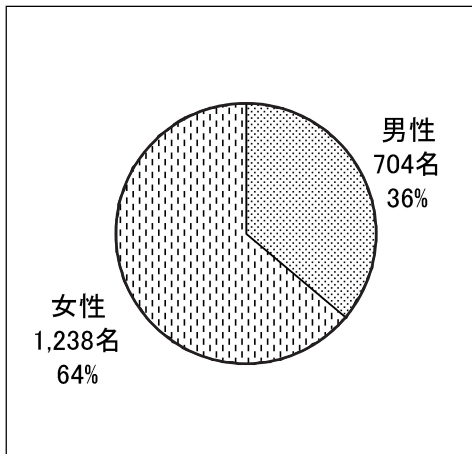
## 参画と協働の実施状況

### ◇ボランティア募集（平成17年4月～9月）

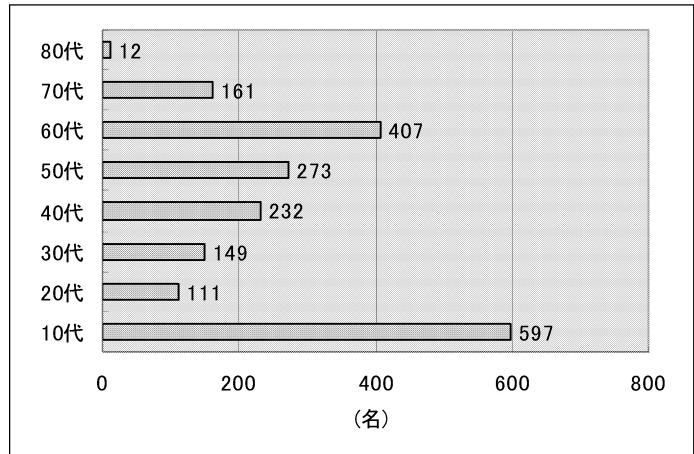
募集目標人数の約1,500名を超える、1,942名から応募がありました。

<内訳>

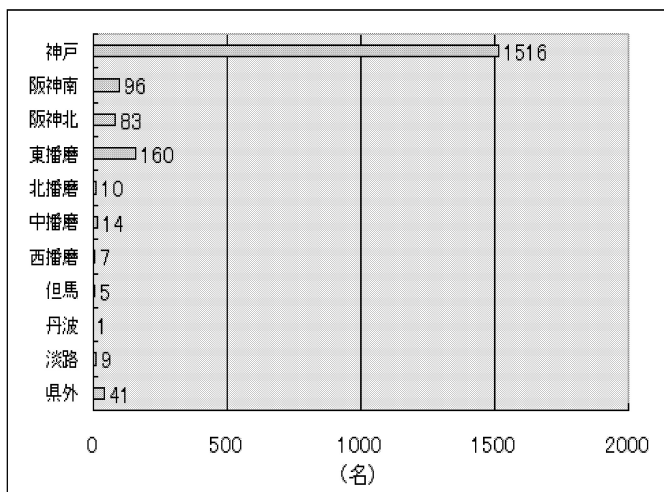
#### (1) 男女比



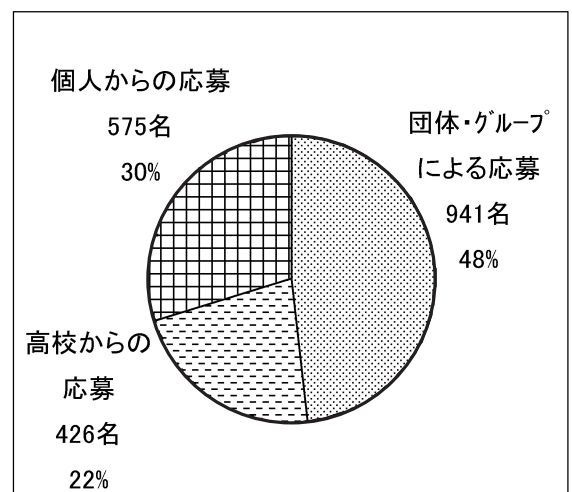
#### (2) 年齢構成（平均年齢42.0歳）



#### (3) 地域別割合



#### (4) 団体・グループ応募



### ◇研修会等の実施（平成17年6月～平成18年3月）

ボランティアが円滑な活動を行えるよう、基礎研修や全体研修・体験研修（ボランティアのつどい）を実施するとともに、応募のあったすべてのボランティアを対象として、参加日等の意向を把握しました。

研修等の実施時期	内 容
<b>基礎研修（26回）</b> ◆平成17年6月～平成18年1月実施	① 国体およびボランティア活動の概要 ② 講演：「おもてなしの心」 NPO法人「KOBE観光ボランティア」による、実技を交えた講演 ③ ハンディキャップを持つ来場者への接し方のじごく大会局等による、障害者への配慮等解説
<b>全体研修・体験研修（ボランティアのつどい）</b> ◆平成17年10月実施	① 岡山県夏季国体ボランティアの活動報告 ② 岡山県夏季国体ボランティア経験者（中村榮子氏）による実践報告 ③ 開・閉会式会場及び周辺施設の概要説明 ④ 「はばタンフェスタ」会場でのモニュメント製作補助 ⑤ 全体研修会運営補助等

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

平成17年度は、積極的な広報活動を実施するなどした結果、募集目標人数である約1,500名を超える応募者を得て、県民の参加意識の高さを認識することができました。

また、ボランティアが開・閉会式の円滑な運営を図れるよう、各種研修を実施することにより、円滑なボランティア活動に向けての参加意識の高揚を図りました。

平成18年度は、国体開・閉会式等で円滑に活動ができるよう、実体験を通じてボランティア活動に対する理解を深めるとともに、ボランティアを活動業務別に配置し、総合リハーサルなどを通じて、活動業務の説明を実施します。活動当日においては、これまでの研修などの成果を生かし、実践活動に取り組みます。

### （体験研修の実施《4月～7月：4回程度》）

実体験を通じてボランティア活動に対する理解を深め、大会運営へのさらなる参加意識の高揚を図ります。

- ・ インフォークこうべでの国体PR活動への参加（5月上旬）
- ・ 救急救命講習〔心肺蘇生法実習、AEDの使用方の講習〕（5月中旬）など

### （活動業務の配置決定《7月：配置決定、8月～9月：業務説明等》）

活動日、業務内容、活動場所などの希望も配慮しながら、ボランティアを活動業務別に配置します。また、活動業務の説明を実施するほか総合リハーサルなどを通じ、実践活動に備えます。

### （活動実践《主な活動日：9月30日 開会式、10月10日 閉会式》）

震災からの復興に寄せられた多くのご支援に感謝の気持ちを込め、これまでの研修などの成果を活かし、全国から訪れる人々を温かく迎えるため、開・閉会式において実践活動に取り組みます。

## ユニバーサル社会づくりの推進(新) (健康生活部)

### 事業概要

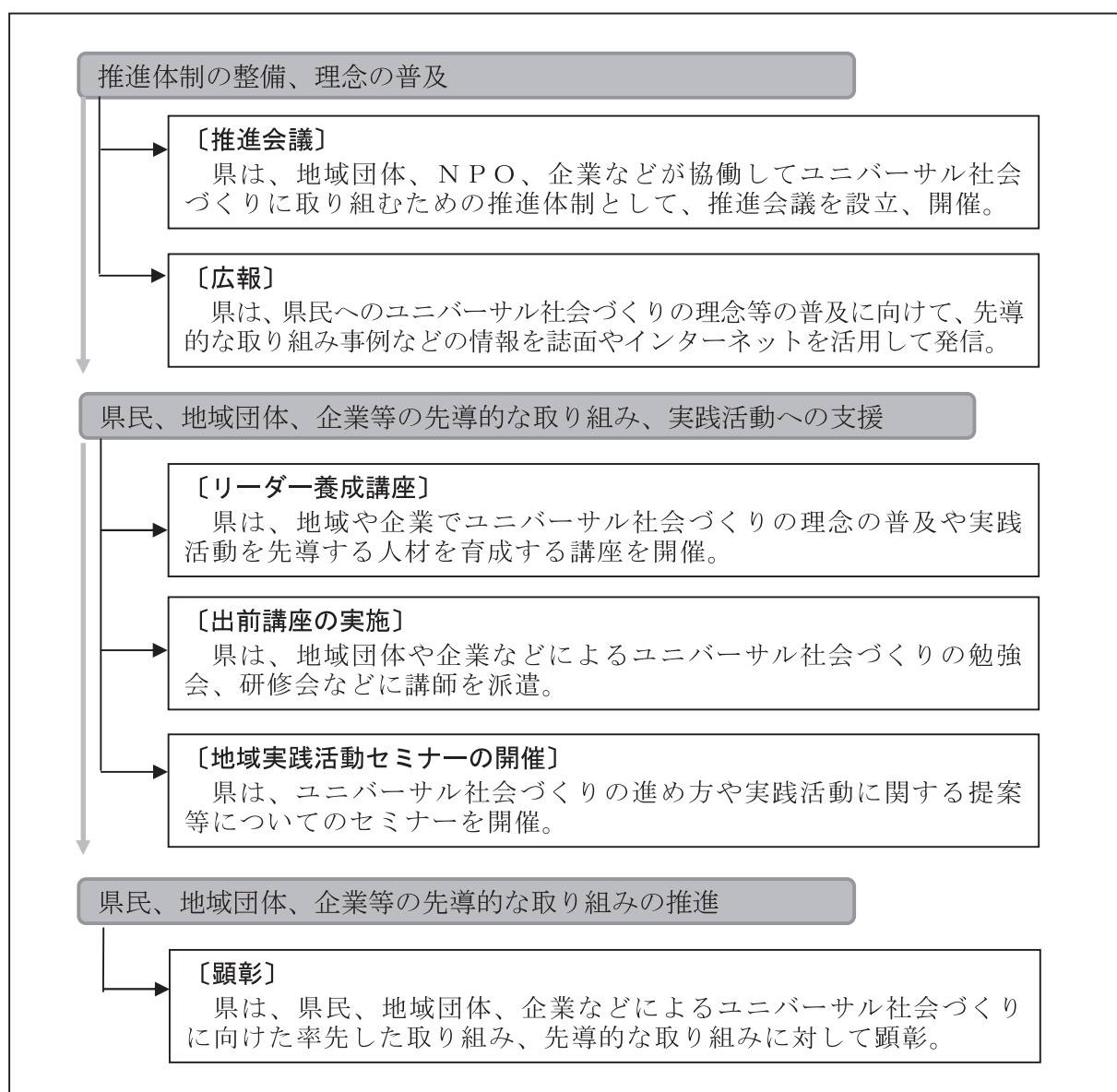
年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、県民だれもが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会の実現をめざし、平成17年度に「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を策定し、県民、団体、企業等と協働して取り組みを進めるための推進体制として「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」を設置しました。

平成18年度に開催される「のじぎく兵庫国体」並びに「のじぎく兵庫大会」を契機として、

- ①兵庫県の率先行動を計画的に進める
- ②県民、企業、市町等のユニバーサル社会づくりの取り組みを進める
- ③その取り組みを内外に広く発信する

ことにより、「ユニバーサル社会づくり」の実践活動の地域での定着を推進します。

### 参画と協働の方法



## 参画と協働の実施状況

### ◇ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議の設立、開催

個人、地域団体、NPO、企業等の地域社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場に応じたユニバーサル社会づくりへの主体的な取り組み、協働の取り組みを推進する体制として標記会議を設立し、設立総会を開催しました。

設立日	参画団体数
平成17年8月2日	64団体

### ◇研修、セミナー等の実施

個人、地域団体、NPO、企業等の地域社会を構成する多様な主体が、それぞれの立場に応じたユニバーサル社会づくりへの主体的な取り組み、協働の取り組みに積極的に参画してもらえよう、人材育成を支援するための講座、セミナー等を開催しました。

講座セミナー等名称	場所	実施回数	参加者
ユニバーサル社会づくりリーダー養成講座 (連続講座)	神戸市内	1回	約100名
ユニバーサル社会づくり地域実践活動セミナー	各県民局内	10回	約2,000名
ユニバーサル社会づくり出前講座	神戸市ほか	109回	約4,300名

### ◇情報の発信

ユニバーサル社会づくりの理念の普及に向けて、情報誌「ユニバーサルひょうご」を発行するとともに、ホームページ「ユニバーサルひょうご」を開設し、先導的な取り組み事例などの情報を発信しました。

名 称	発行回数	発行部数
情報誌ユニバーサルひょうご	3回/年	15,000部/年

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (県民に向けた情報発信、人材育成への支援の推進)

ユニバーサル社会づくりは、まず、その理念や推進方策への県民の理解が必要であるため、17年度に引き続き、情報誌やホームページを活用したユニバーサル社会づくりに係る先導的な取り組みなどの情報発信を進め、県民への理念の普及、取り組みへの理解の推進を図ります。

また、ユニバーサル社会づくりは、行政だけでなく、地域団体、NPO、企業などの地域社会を構成する多様な主体が、それぞれの立場に応じて、ユニバーサル社会づくりに向けた主体的な取り組み、協働の取り組みを率先して実践していく必要があるため、活動の核となるリーダーの育成や研修会等の支援に向けた講座やセミナーを引き続き実施します。

### (地域での展開の強化、顕彰制度による率先行動への取り組みの推進)

ユニバーサル社会づくりは、その理念や共通の率先行動を県内全域に広めていく一方で、それぞれの地域特性に応じたユニバーサル社会づくりを考え、取り組んでいく必要があるため、推進会議に率先行動会員として登録している個人、団体が、地元での情報交換等を進め、各地域でユニバーサル社会づくりに向けた率先行動への

取り組みを進めていく仕組みとして、18年度から、各県民局域にユニバーサル社会づくり地域推進会議を設置します。

また、ユニバーサル社会づくりに向けた団体、企業などによる率先行動への取り組みを促進するためには、先導的な取り組み事例をマスコミ等を通じて大きく取り上げ、他の団体、企業が目指すべき目標として明示する必要があるため、団体、企業などによる先導的な取り組みに対する顕彰制度を創設します。

## 自然活用型野外CSR事業(県立ふるさとの森公園)の推進 (産業労働部)

### 事業概要

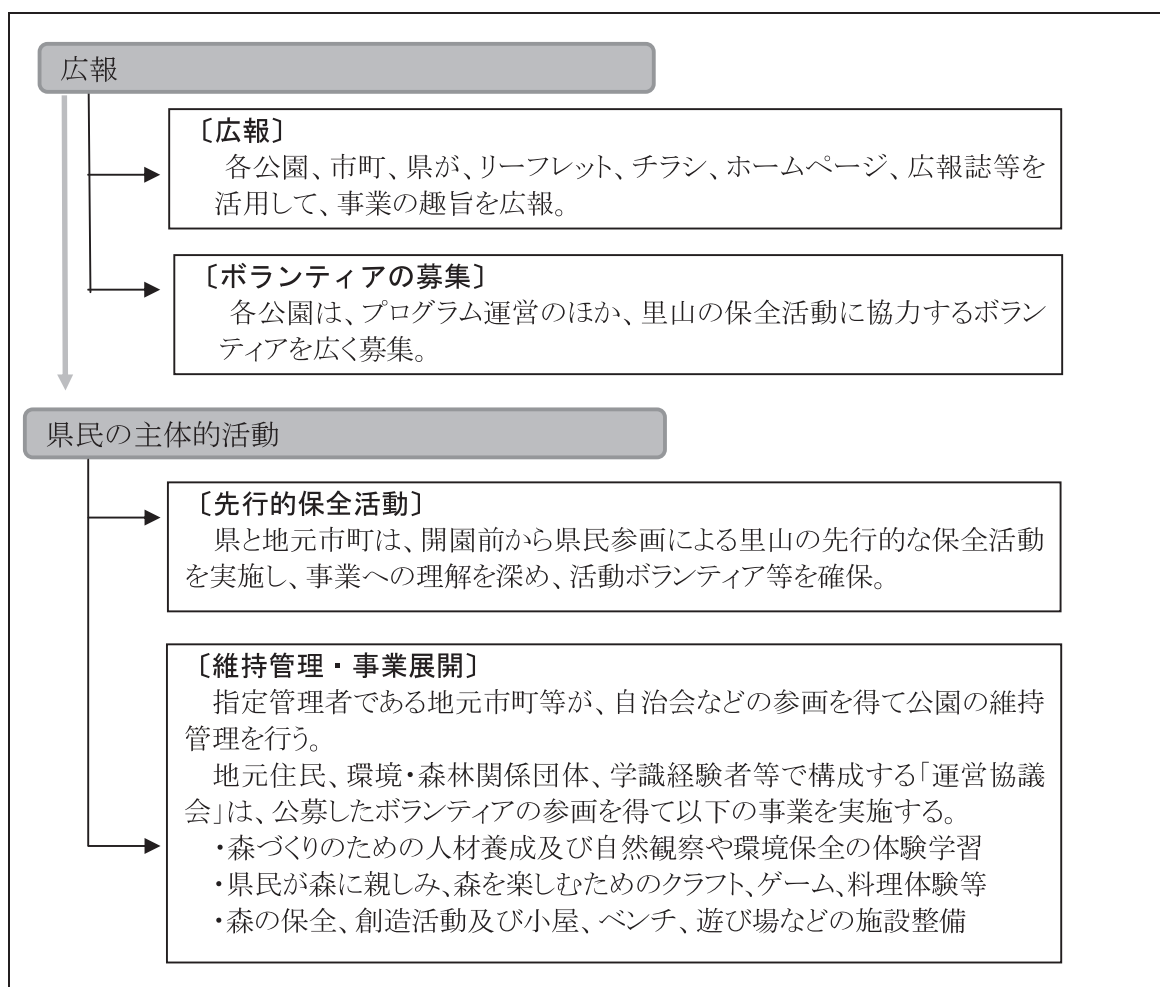
県民の参画と協働により、森林の保全と創造を進めるとともに、地元住民と都市住民、世代間交流の場、親子・家族のふれあいの場を提供し、人と自然が共生する豊かな森づくりを推進するため、自然活用型野外CSR事業※として、ふるさとの森公園を整備し、里山保全のための活動を支援します。

※CSR事業：法人県民税の超過課税を財源にして、文化 (Culture)、スポーツ (Sports)、レクリエーション (Recreation) 活動の場と機会を、勤労者をはじめ広く県民の皆様に提供する兵庫県の実業のこと。

### (整備内容)

- 森林の保全と里山景観の創造にかかる基盤整備  
林相整備、作業道の整備、貴重種をはじめとする動植物の生息空間の創造等
- ボランティアや里山体験プログラム（以下「プログラム」という。）参加者等の活動拠点の整備  
里山保全活動打ち合わせ、各種プログラム展開、来園者への事業地案内などの機能を持つ活動拠点施設の整備
- 自然とふれあい、里山を楽しめる諸施設の整備  
炭焼き小屋、田畑、果樹園、散策道、観察デッキ、広場、東屋等

### 参画と協働の方法



## 参画と協働の実施状況

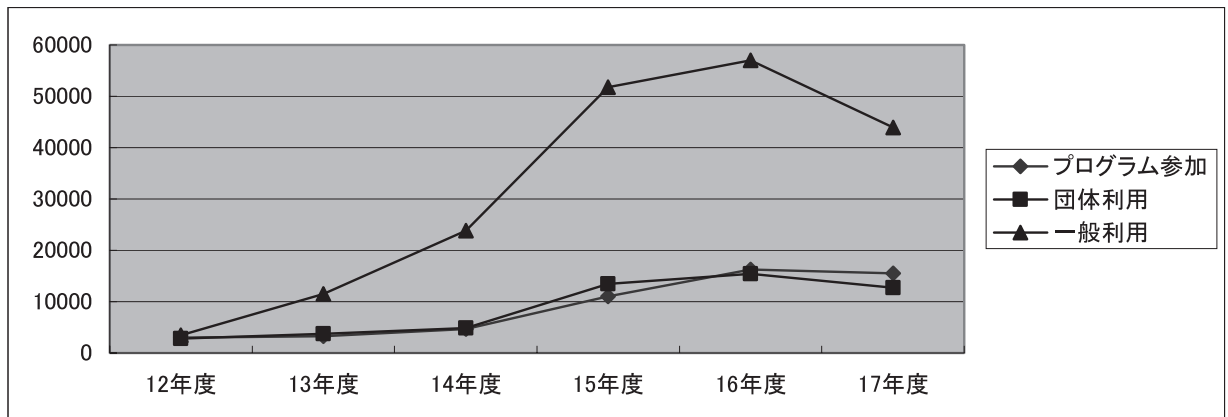
### ◇各公園の整備・運営・利用状況

名称	やしろの森公園	ささやまの森公園	なか・やちよの森公園	ゆめさきの森公園	
開園時期	平成12年7月22日	平成14年7月21日	平成15年3月23日	平成15年8月9日	
面積	55ha	255ha	248ha	180ha	
指定管理者	加東市	篠山市	なか・やちよの森公園協会	ゆめさきの森公園運営協議会	
事業展開主体	やしろの森公園運営協議会	ささやまの森公園運営協議会	なか・やちよの森公園運営協議会	ゆめさきの森公園運営協議会	
H 17 実 績	入園者数	27,762	17,885	24,137	21,728
	プログラム実施回数	117	73	97	106
	プログラム参加者	4,301	4,330	3,653	5,366
	ボランティア登録者	141	83	112	126

※ 平成18年8月開園予定で国見の森公園を整備中

### ◇ふるさとの森公園の利用者等の推移

(単位：人)



平成17年度の一般利用者数は、冬期の積雪・天候不良を反映して、前年度に比べて減少していますが、一方で、プログラムの実施回数やプログラム参加者数は増加しており、県民との協働による里山の保全活動は順調に進んでいます。

また、各公園では、環境団体、地域団体、青少年団体などの団体利用も積極的に受け入れており、平成17年度は、それぞれ50～130の団体利用がありました。

### ◇平成17年度ふるさとの森公園 一般プログラム内訳

	やしろの森公園	ささやまの森公園	なか・やちよの森公園	ゆめさきの森公園
レクリエーション、クラフト、料理講習など	27 (23%)	52 (71%)	58 (60%)	65 (86%)
自然観察、環境学習など	66 (56%)	13 (18%)	13 (13%)	13 (5%)
田畑、果樹園管理など	24 (21%)	6 (8%)	12 (12%)	9 (4%)
森林保全、園内整備など	0 (0%)	2 (3%)	14 (14%)	19 (5%)
計	117 (100%)	73 (100%)	97 (100%)	106 (100%)

各公園では、運営協議会がボランティアの参画を得て、年間を通じて毎週末ごとに自然環境学習や里山の恵みを利用したレクリエーションなどのプログラムを実施する体制が定着してきています。平成17年度は、草木染め、しめ縄づくり、地元の特産品を用いた料理教室、里山の植物や生き物の観察、田畑づくり等多岐にわたるプログラムを、70～110回実施し、4,000人前後の参加者がありました。



草木染め（ささやま）



水辺の生き物観察(やしろ)

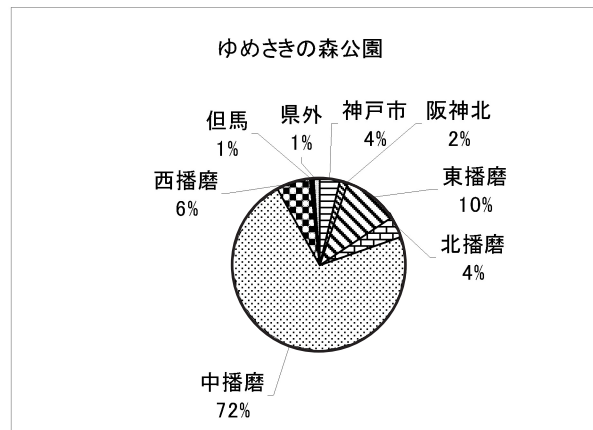
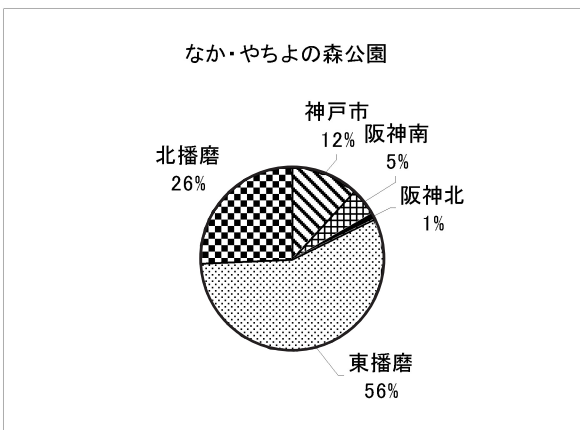
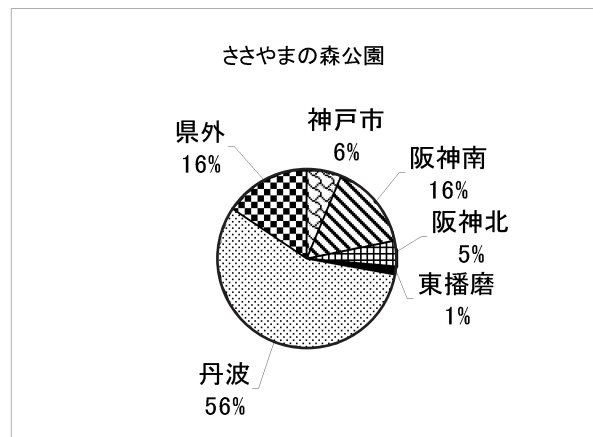
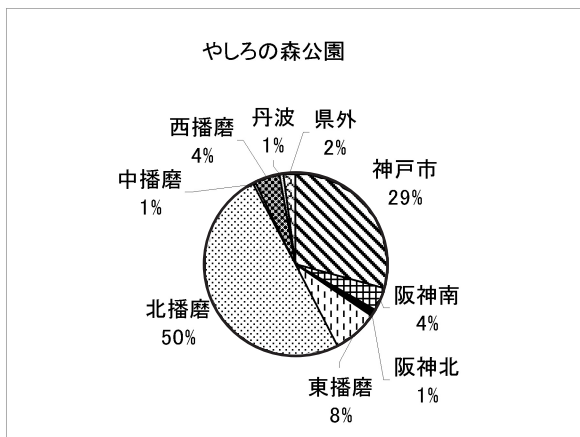


田植え体験（ゆめさき）

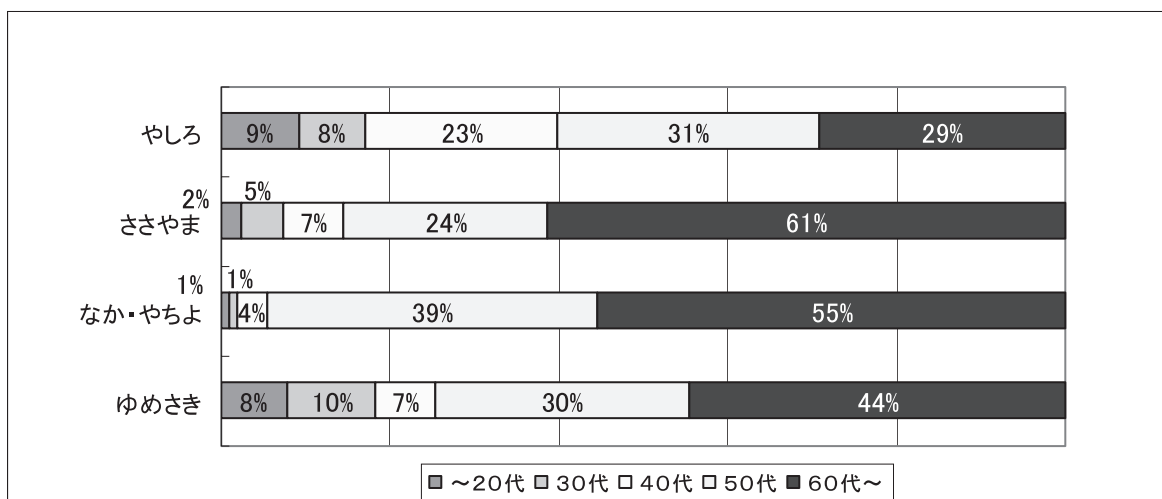


木の上の遊び場（なか・やちよ）

◇平成17年度 ふるさとの森公園 ボランティアの地域別・年齢別内訳  
(地域別)



(年齢別)



先行的保全活動などにより開園前から参画を得てきたボランティアの数は、平成17年度末で合計462名に上り、これらのボランティアによって、プログラム事業の企画・運営がなされているほか、ボランティアの共同作業により、プログラム実施時、及びボランティアによる木工作业や工作に利用できる倉庫附属作業小屋や野鳥観察デッキなどの施設も整備されています。

#### ◇市町と県との連携

地元市町には、公園の設立の際に、園内の民有地の利用などの面で、地元住民の協力を得るための調整役を担ってもらったことから、地元との総合調整業務のほか、広報業務や公園の管理運営に対する日常的な監督指導等を担当してもらっています。

市町が公園の運営にかかわることにより、地元の住民や団体が公園を利用したり、公園の活動に参加したりする機会が増えるとともに、プログラム等での講師や里山まつりへの出店等、幅広い面での協力を得ることができています。

#### ◇協働のルール…【ある公園の例】

##### 〈組織〉

運営協議会には、常勤職員で構成される事務局（以下「事務局」という。）があり、また、多数のボランティアが登録しています。

ボランティアは、主な活動分野により、「田畑グループ」「里山づくりグループ」「里山活用グループ」「里山暮らしグループ」に分かれ、各グループは、「グループリーダー」及び活動項目ごとの「活動チーフ」のもとで活動します。

具体的な活動の計画を決めるために、各グループリーダー、各活動チーフ、事務局職員、町関係職員等で構成する「運営委員会」（月に1回開催）が設置されています。

##### 〈事業の企画立案〉

各グループでは、定例活動日（月に1～2回）に、合議で活動内容を決定し、毎年1月に次年度の年間事業計画案を、事業・プログラム実施の3カ月前までに、詳細な事業計画案（向こう3カ月分）を作成して、事務局に提出します。

事務局は各グループからの計画案をとりまとめて、日程調整を行い、バランスを考慮して最終的なプログラムを作成しています。各グループから提出された事業・プログラムは、可能な限りすべて実施する方針で調整を行っています。

## ◇役割分担…【ある公園の例】

### 〈ボランティアの役割〉

事業及びプログラムについては、ボランティアが企画・立案を行い、その実施に際しても、ボランティアが講師を担当したり、スタッフとして一般参加者の対応を行ったりしています。その他、各グループごとに、森林の保全・整備、動植物の観察、田畑整備等の活動を、年間を通じて行っています。

### 〈事務局の役割〉

事務局は、施設の維持管理業務や公園の活動に係る広報業務のほか、各ボランティアグループの活動やプログラムが円滑に進められるように、ボランティアや関係団体、地元市町や県との連絡調整等の総合調整業務を担当しています。

### 〈課題〉

各グループの定例活動が、プログラムの実施や会議に時間を取ってしまい、実質的な里山活動の時間が十分に取れないことが大きな課題になっています。

また、ボランティアが主体となって、活動の内容を決定し、実施していますが、その内容は、どうしてもボランティアの関心の高い事項に偏りがちであり、県立公園として、事業のバランスや将来的展望の観点から、ボランティアの理解と協力を得ながら事業内容を調整し、実施していくには多くの困難があります。

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (ボランティア主導の効果的な活動支援)

プログラムはボランティアが有する自然環境についての知識を生かした幅広い内容で、来園者からもおおむね好評を得ており、ボランティア主体の公園事業の運営が定着しつつあります。

一方で、年月の経過とともに、ボランティアのメンバーや活動内容の固定化等が生じるおそれがあるため、今後は、地元の農林関係者や観光・滞在施設などとのネットワーク化や、学校関係者・教育関係者などとの連携、他地区の類似施設の視察・交流、外部講師によるプログラム企画に係る研修等を実施していきます。

### (利用促進活動)

公園外での出前プログラムの展開等により、地元住民への積極的なPR活動を行っていくとともに、都市部からの利用者やボランティア活動への勧誘にさらに力を入れていきます。

## 第29回全国育樹祭の開催(新)～県民総参加の森づくり～（農林水産部）

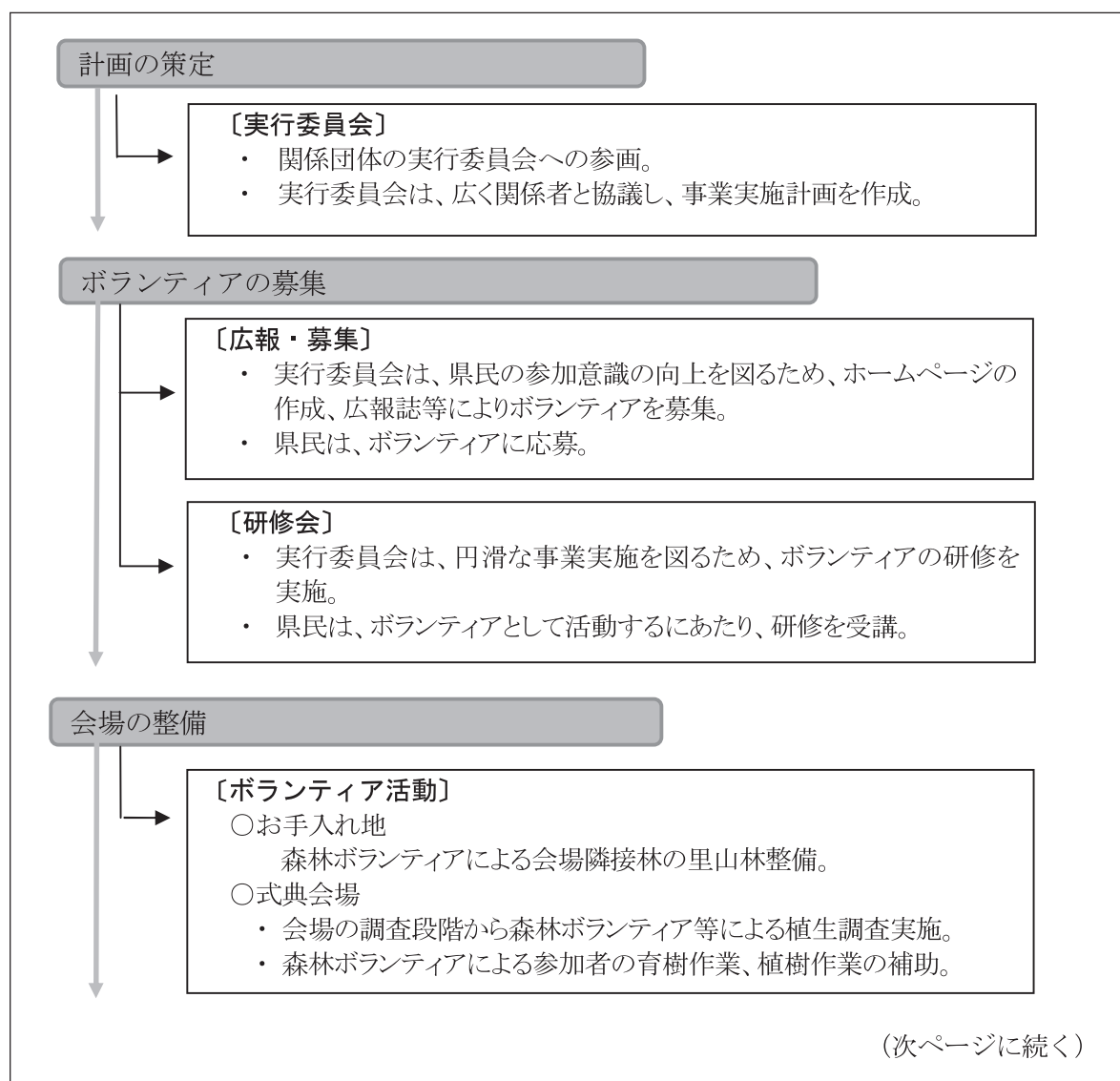
### 事業概要

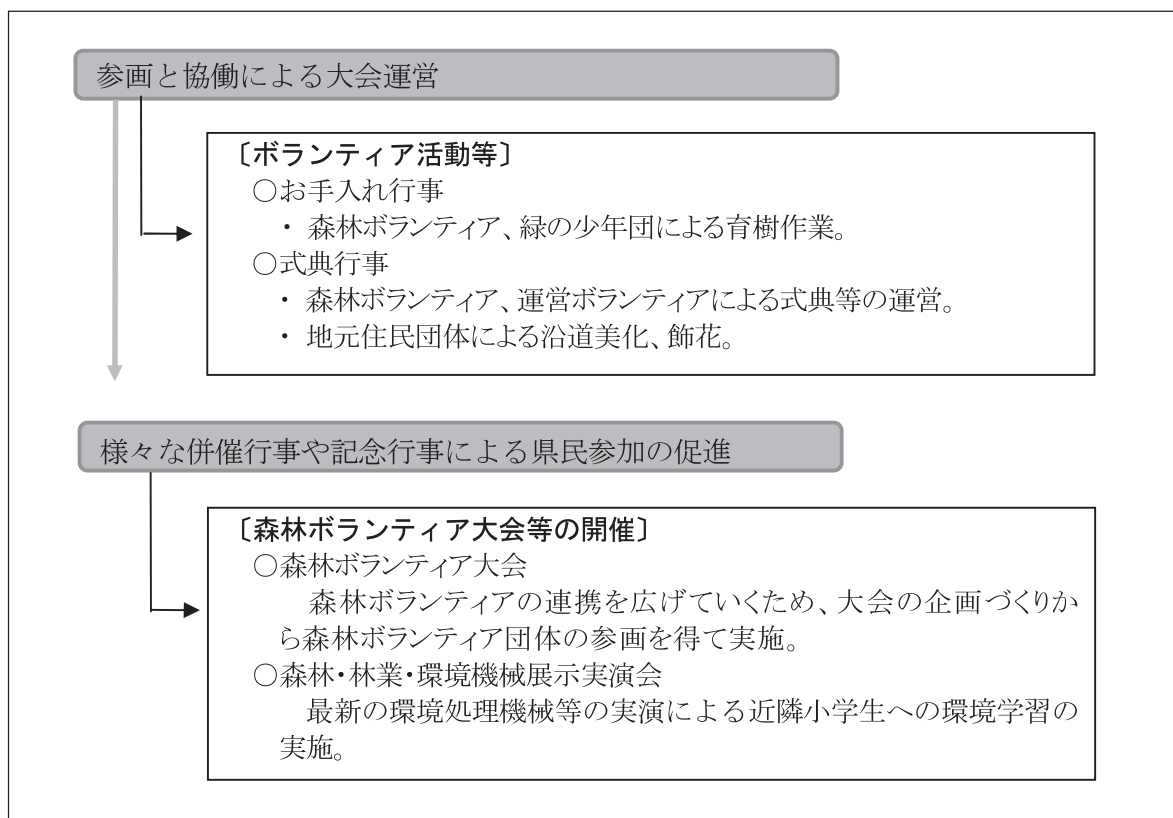
「萌える緑にひろがる未来」を大会テーマに、①「県民総参加の森づくり」の推進②里山林の再生③健全な森林の育成と林業の発展④森を育む活動の拡大を開催方針として、関係団体の実行委員会への参画や、会場整備及び式典運営等にボランティアの協働を得て、第29回全国育樹祭を開催しました。

また、併催・記念行事として、「ひょうご森の祭典2005」を皮切りに、県下各地域で「地域育樹祭」を開催するとともに、「森林ボランティア大会」「全国緑の少年団活動発表大会」「育林技術交流集会」「森林・林業・環境機械展示実演会」など多彩な行事を実施しました。

この育樹祭では、県内外から参加された多くの方々とともに山の管理の大切さを共有し、里山林の再生、災害に強い森づくりの推進など、全国に先駆けた本県の取り組みを発信するとともに、緑の少年団や森林ボランティアなど県民総参加の森づくりを広くアピールしました。

### 参画と協働の方法





## 参画と協働の実施状況

### ◇事前準備

#### <実行委員会の開催状況（2回）>

- ・ 平成17年4月26日 第29回全国育樹祭同実行委員会17年度計画・予算の決定
- ・ 平成18年3月15日 第29回全国育樹祭同実行委員会17年度事業・決算の報告

#### <ボランティアの募集及び研修の状況（平成17年7月～8月公募）>

種 別	応募者数	研修の状況
運営ボランティア	42名	10月2日に事前研修を実施。
育樹ボランティア	40名	会場内の隣接森林において、9月4日・9月18日・10月2日の3回研修会兼事前準備を実施。

### ◇お手入れ行事の開催

お手入れに先立ち、近隣の小学生が、林内の木々に自作の樹名板を設置するとともに、森林ボランティアの指導のもと、緑の少年団の子どもたちが育樹作業を体験しました。

- ・ 開催日：平成17年10月29日（土）
- ・ 開催場所：小束山県有林（神戸市垂水区）
- ・ 参加者：約250人



<育樹作業を行う緑の少年団員>

## ◇式典行事の開催

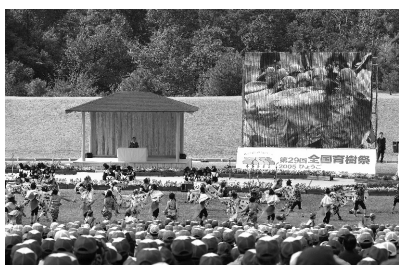
式典会場の県立有馬富士公園は、平成13年の開園以来、住民参画による公園運営がされています。全国育樹祭においても育樹作業の場である会場隣接林の事前準備や当日の指導・作業に森林ボランティアが活躍しました。

また、会場内においても案内、障害者介助、記録写真、出演者サポートなどで運営ボランティアが活躍しました。

当日の式典行事では、各種表彰、緑の少年団の活動発表に続き、全国各地域の緑の少年団代表にクロマツ・クスノキの苗木が贈呈されたほか「里山林の再生」や「人と自然との共生」をテーマとした創作ミュージカル等が行われました。

また、参加者は育樹作業として隣接林で不用木除去を体験したほか、ウツギやツツジの記念植栽を森林ボランティアによる介添えのもと行いました。

- ・ 開催日：平成17年10月30日（日）
- ・ 開催場所：県立有馬富士公園（三田市）
- ・ 参加者：約7,000人



＜式典行事でのメインアトラクション＞



＜式典における苗木の贈呈＞



＜参加者による育樹作業＞

## ◇開催気運を盛り上げた併催・記念行事等

お手入れ行事、式典行事に加え、県下各地でサブイベントを実施することにより、森を守り育てることの大切さを啓発し、合計で43,000名の県民の参加を得ました。

### ① ひょうご森の祭典2005・地域育樹祭

平成17年5月29日に美方郡香美町で、ひょうご森の祭典2005を開催するとともに、県下10県民局で地域育樹祭を開催し、延べ34,000人が参加しました。

多くの県民が森とのふれあいを通じ森の大切さを実感し、森を守り育てる「県民総参加の森づくり」の機運が高まりました。



＜枝打ちを体験する＞

### ② 森林ボランティア大会

平成17年9月25日、三田市のホロンピアホールにおいて森林ボランティア大会を開催し、県下各地域で活動している森林ボランティアなど約250名が参加しました。

本大会では、ボランティア団体が各地で取り組んでいる活動内容を発表するなど、団体間の情報交換が図られました。そして、今後一層団体間の連携を深める組織として、22団体が参加した「森林ボランティア団体連絡協議会」が設立されました。



＜森林ボランティア大会＞

### ③ 全国緑の少年団活動発表大会

平成17年10月29日に尼崎市のアルカイクホール・オクトにおいて、全国緑の少年団活動発表大会を開催し、緑の少年団員など約700人が参加しました。

全国から選抜された緑の少年団7団が日頃の活動状況を発表し、参加した少年団員たちはそれらの発表を熱心に聴き入っていました。審査の結果、兵庫県三田市緑の少年団が代表発表団に選ばれ、翌日の全国育樹祭式典行事で活動発表を行いました。

本県では、この育樹祭の開催を契機に県下全市町で緑の少年団が結成されています。



<活動発表大会>

### ④ 育林技術交流集会

平成17年10月29日に淡路夢舞台国際会議場で、「木を活かし、森を育てる」をテーマに循環型社会の実現に向けて森林資源の活用や森林とのつきあい方についてのフォーラムを開催しました。

女優の星野知子さんの基調講演に引き続き行われたパネルディスカッションでは、県内の森林バイオマスや里山林再生への取り組みなど具体的事例が参加者の関心を引きました。



<パネルディスカッション>

### ⑤ 森林・林業・環境機械展示実演会

平成17年10月30日～31日に加西市南産業団地で、「森林と機械と人との調和」をテーマに最新の林業機械や森林バイオマス機械の展示や実演を行いました。

今年から環境にも焦点をあてたことにより、出展企業50社、入場者数約6,700人と過去最大規模のものとなりました。

また、近隣の小学校と連携して環境学習会を開催するなど森林の働きや環境について学んでもらう機会ともなりました。



<環境教室>

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (「ひょうご森の日」の創設)

第29回全国育樹祭の開催を契機に、全県的に盛り上がった森づくりの機運を継続するため、毎年10月の最終日曜日を「ひょうご森の日」とし、県下各地域で県民がこぞって森に入り様々な森づくり活動を実践するイベントを開催することにより、森づくりの重要性への理解を深め、県民総参加の森づくり活動の輪を広げていきます。

### (「ひょうご森の日」の地域イベントの実施)

森林ボランティア団体等の協力を得て、多くの県民がこぞって森に入り様々な森づくり活動を実践できるように、県下各地域で植樹、育樹(間伐、枝打ち等)、森林観察会、木工教室等の開催を計画します。

## 県民等とのパートナーシップによる維持管理(ひょうごアドプト) (県土整備部)

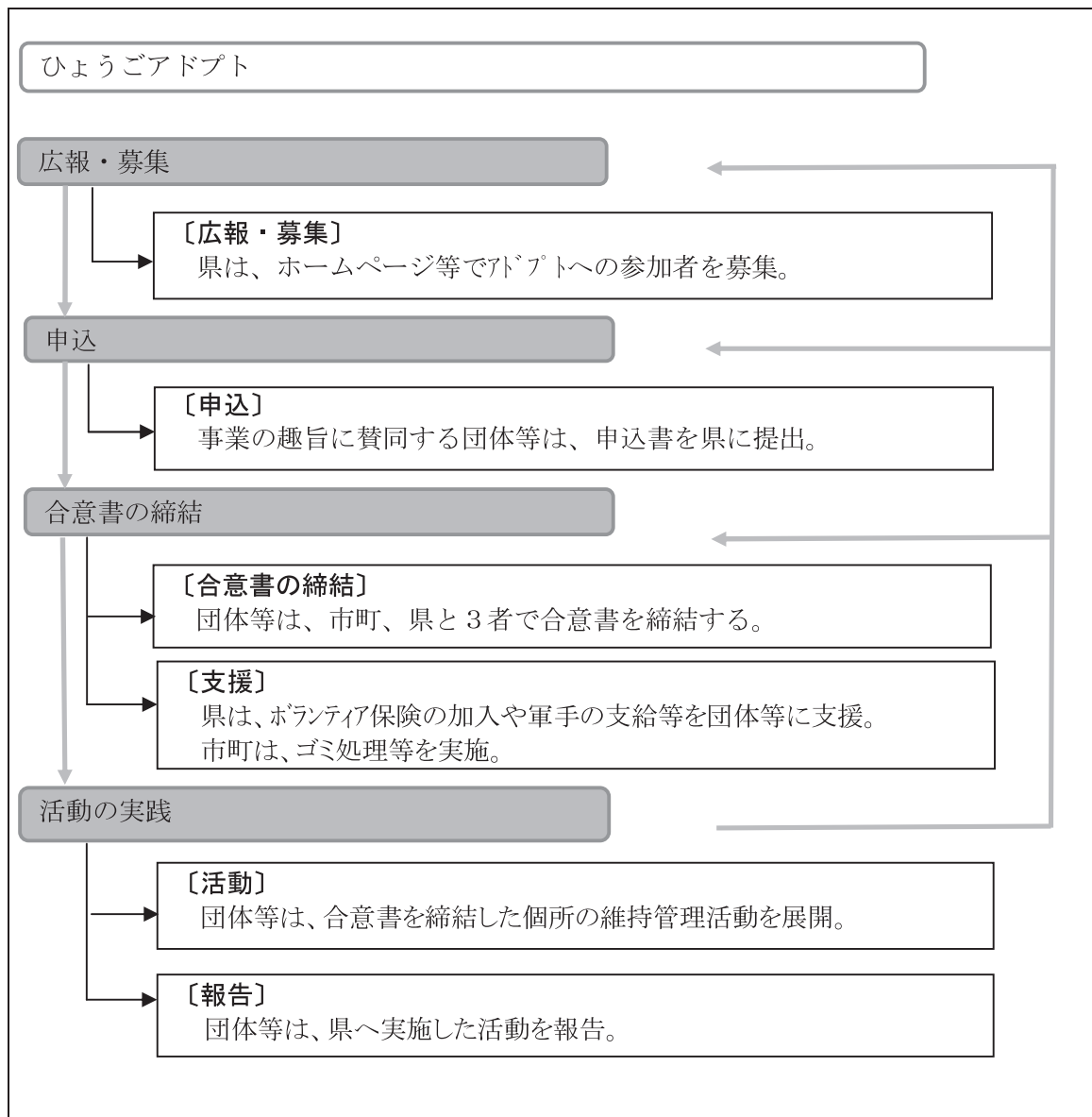
### 事業概要

兵庫県が管理する道路・河川・海岸等の公共物において、一定区間ごとに美化清掃活動に取り組む団体を募集し、管理者と参加団体(住民や企業)が「ひょうごアドプト」に基づき、合意書を締結(「養子縁組(アドプト)」)します。参加者は、担当地区の公共物の清掃美化、草刈り、植栽等を行い、県は、地域の状況に応じて、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給等の支援をします。

快適な生活環境の創出に取り組むことにより、地域への愛着心を深めるとともに、新たなコミュニティの形成を促進し、いきいきとした地域づくりを目指しています。

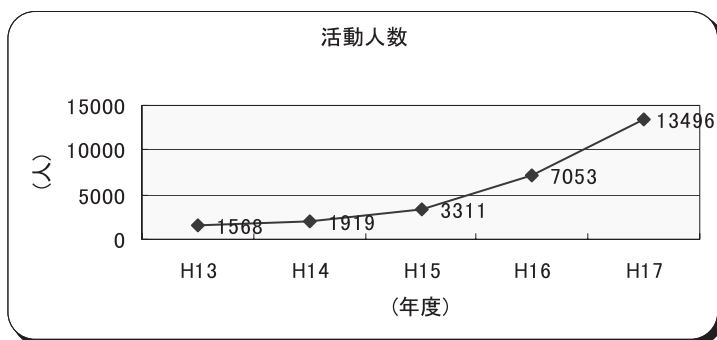
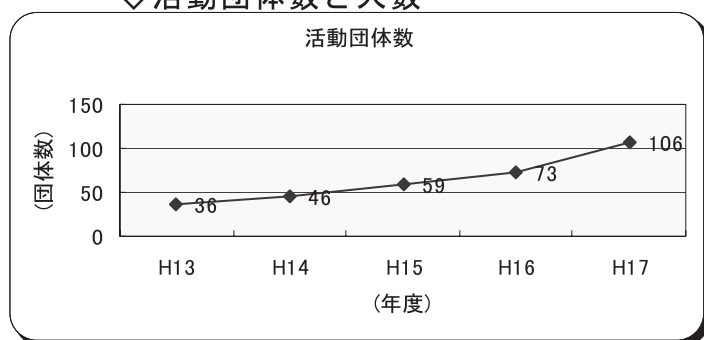
### 参画と協働の方法

進め方の一例を提示します。具体的な手法については各地域で実情に合わせて実施します。



## 参画と協働の実施状況

### ◇活動団体数と人数



### ◇実施箇所

県民局	活動場所	個所数
神戸	都賀川、生田川、天井川、有馬川、住吉川、新湊川、妙法寺川、明石川、伊川、櫛谷川	10
阪神南	芦屋鳴尾浜線、芦屋港（芦屋沖地区）	2
阪神北	中野中筋線、富松川、駄六川、天神川、天王寺川、最明寺川、川西篠山線、上佐曾利木器線、羽束川、武庫川、三田篠山線	11
東播磨	水田川、曇川、法華山谷川	3
北播磨	三木山崎線、西脇三田線（下滝野ポケットパーク）、小野藍本線、山田川、前谷川、東条川、国道427号、中北条線、杉原川、中柏原線（あかね坂公園）	10
中播磨	恒屋川、矢田部川、国道312号（須加院川公園）、須加院川	4
西播磨	坂越港、相生停車場線、国道373号、佐用川、天津茂川・石倉太子線、内海山崎線、山崎南光線・菅野川	7
但馬	竹野川、佐津川、田君川、味原川	4
丹波	篠山山南線・篠山川・太田西川、篠山川、篠山山南線	3
淡路	初尾川、洲本川、浦川、三野畑川	4
計		58カ所



芦屋鳴尾浜線での活動(芦屋市)



住吉川での活動(神戸市)

### ◇協働のルール

#### ○ルール

- ① 常時5人以上の構成員を持つ団体等（企業については、活動を行う従業員5人以上）で、兵庫県内に所在を有する団体であれば参加できます。
- ② 一定区間の道路・河川・海岸とアドプトするための合意書（2年ごとに更新）を、県・市町と締結していただきます。
- ③ アドプトした区間で年3回以上の清掃活動をしていただきます。
- ④ 年間の活動計画や、活動報告など簡単な報告書を提出していただきます。

## ○ルール決定への課題

アドプトする地区については、参加される団体・企業等の意向にできるだけ沿いたいと考えており、同一地区で複数の団体が活動を行うことも可能です。ただし、同一地区を複数の団体が清掃するよりも、それぞれが別の地区を清掃した方がより広い範囲を美しくできると思われるので、アドプトする場所の調整をお願いする場合があります。

## ◇役割分担

合意書を締結する前に、団体等と県は活動区間や内容、希望する支援等について協議し、県と市町との調整を経て役割分担を決め、合意書にこの内容を記載します。

## ◇市町と県との連携

初めて合意書を締結する市町とは、ゴミ処分等の役割分担を県と市町で協議する必要があります。

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### (活動の拡大)

平成13年度から始めた取り組みも5年を迎え、全県民局で活動され、参加団体数、活動人数ともに増えており、取り組みが着実に広がっています。今後もより多くの地域住民の参画と協働を得られるよう、活動の拡大を推進するための施策（広報等）について検討していきます。

### (活動の再構築)

類似した事業の統合、分かりやすい窓口の検討など、活動の発展に向けた課題があります。県民に分かりやすい活動にするため、活動の再構築を行います。

また、地域によって様々な活動があり、希望する支援も異なるため、臨機応変に対応できる制度が求められています。このため、より県民が活動しやすい環境の提供（支援等）やNPO等との連携も視野に入れて検討します。

## 西播磨「水と緑の郷づくり」構想の推進（西播磨県民局）

### 事業概要

平成15年度に策定した西播磨「水と緑の郷づくり」構想に基づき、西播磨の恵まれた「水」と豊かな「緑」を基軸に、「食」・「農」・「生活」・「風景」をキーワードとして私たちの暮らしを安全で安心なものにするため、地産地消を展開し、地域との関わりのある生活、誇りの持てるふるさと景観づくりを進め、ゆったりとした暮らしを通じて真の豊かさが実感できる“新しいふるさとづくり”を進めます。

### 参画と協働の方法

地域住民と一体となり、地域住民とともに考え推進できる推進母体『西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議』を設置・推進します。また、地域住民が、構想実現に向け自主的に活動するモデル地域を5カ所指定します。

なお、当初の5年間(平成15年～平成19年)は、行政と協働して各種先導的事業を実施し、その後は同会議が自主的に活動を行い、行政はその活動を支援することとしています。

#### 構想の普及啓発

##### 〔県民の主体的活動〕

平成16年7月にモデル地区を5カ所指定。地域住民が構想に沿った地域づくり活動を先導的に実施するモデル地区の活動を支援し、その活動を地域に波及。

##### 〔広報〕

地域住民に、西播磨「水と緑の郷づくり」構想を周知し、理解をしてもらうため、ホームページの開設など各種メディアを活用して情報を発信。

##### 〔説明会〕

あらゆる機会を利用して農林漁業関係者、消費者団体、市町等への説明会を開催。

### 17年度

#### 西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議の設立・運営

##### 〔事業の企画・協働〕

平成16年12月にモデル地区代表者、生産者、消費者、JA、市町、学識経験者等による西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議を設置し、構想の推進母体として運営。

#### 先導事業の実施

##### 〔地域景観づくりの推進〕

平成16年度に策定した「西播磨ふるさとの景観づくり」指針を元に、地域景観づくりを西播磨地域全体の住民運動として盛り上げ、農村等の景観を保全する仕組みづくりを行う。

##### 〔「西はりま食の達人」制度の創設〕

安全・安心な農産物や農産加工品の生産者を、「西はりま食の達人」として認定し、安全・安心な食を提供する体制を構築。

## 参画と協働の実施状況

### ◇西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議の運営

15年度に策定した西播磨「水と緑の郷づくり」構想に掲げた地域づくりを、地域の関係者や学識経験者が一体となって推進するため、平成16年12月9日に西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議を設立しています。

平成17年度は、これまでの取り組みを点検するとともに、今後さらに活動が活発になると思われる地産地消や食育の取り組みについて、意見を交換しました。

構想推進会議構成員	17名	(委員長：保田 茂 神戸大学名誉教授)
	(学識経験者3名、流通商工2名、農産加工2名、消費者1名、農協2名、市町2名、モデル地区 5名)	

構想推進会議の開催	第1回	第2回	第3回
	平成16年12月9日	平成17年3月22日	平成18年3月16日

### ◇モデル地区の運営

同構想の早期実現を図る活動拠点として、平成16年7月1日、管内5カ所をモデル地区に指定し、先導的事業を展開しています。

モデル地区：相生市矢野、三日月町三日月、山崎町土万、揖保川町河内、御津町室津
--

各モデル地区において、17年度は次表のような活動を行いました。

モデル地区	17年度の活動内容 (H18. 3. 31現在)
相生市矢野地区	才元の里ふるさと交流館において、「遊ぶ・学ぶ・体験する」をキーワードに草木染めや竹細工等、様々な体験を提供。ホームページを作成したほか、交流イベントを積極的に開催した。
三日月町三日月地区	特産のそばを使った料理コンテストを開催し、優秀作品の中から今後通常メニューとして一般に提供する予定。
揖保川町河内地区	地元河内小学校を対象にスイートコーンの種まき体験を行うなど食育活動を展開。また、今年度農産物直売所整備事業を利用し直売用テント1棟を整備。
山崎町土万地区	海産物の室津ブランドを育成するため、「室津産」ロゴマークを作成し、4月から室津でとれた海産物にシールやタグを付け販売。また、室津産水産物を使った新メニューの開発に取り組んでいる。
御津町室津地区	葉わさびを利用した加工品等、生産加工連携型商品を開発。今春の「土万ふれあいの館」1周年に向けて「キガラシ」を栽培中。また、現在、ホームページを作成中。

### ◇地域景観づくりの推進

美しい農村景観を地域が共有する「誇りを持てる財産」として再発見・再認識するとともに、「ふるさとの風景づくりワークショップ」を24集落で開催するなど、地域景観づくりを住民運動として盛り上げ農村等の景観を保全する仕組みづくりを行います。

ふるさとの風景づくりワークショップ	24集落、55回開催
ふるさとの風景づくりフォーラム	平成18年2月4日開催、参集者約300人
ふるさとの風景づくりコンクール	応募団体13団体
ふるさとの風景絵画コンクール	応募点数334点 (小中校生対象)
美しい西はりまデジカメフォトコンクール	応募点数28点

#### ◇「食の達人」研修会及び認定状況

消費者が安心して購入できる農産物を「生産できる人」を認証し、地産地消を推進するため、15年度に策定した認定基準に基づき、必要な技術を習得する研修会を実施しました。また、研修終了者の申請により、「食の達人」の認定を行いました。

区 分	生産部門		加工部門
	前 期	後 期	
研修会開催日	H17. 7.27	H18. 1.20	H17.11.29
認定年月日	H17. 9. 9	H18. 3. 9	H18. 3. 1
認定者数	98人	65人	34人・団体
認定者累計(※)	620人	685人	34人・団体

※生産部門については、H16年度に522人認定しています。

#### 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

##### (推進会議の充実)

西播磨「水と緑の郷づくり」構想推進会議は、本来、地域の関係者や学識経験者が自ら発案し行動する「活動母体」として設置したのですが、現実には県が構想実現のための提言を発する会議となっています。

今後、会議構成員が所属するグループや、かかわりのある組織を通じて、構想実現に向けて地域において活発な活動が行われるような仕組みづくりを誘導していきます。

##### (「西はりま食の達人」制度の地域内への浸透)

この制度は、安全・安心な食を提供する体制を構築するため、安全・安心な農産物や農産加工品の生産者を「西はりま食の達人」として認定するものであり、17年度は生産部門に加え農産加工部門をスタートさせ、認定者数の累計は、それぞれ685人、34人・団体となりました。

この制度は、当初、PR不足のため「達人」は一般にはあまり知られていない状況にありましたが、「達人」が出荷する地域の農産物直売所37カ所を「西播磨食の達人の店」に指定したことなどを通じて、徐々に地域に浸透しつつあります。

今後は、地産地消の推進上、非常に重要な取り組みであるこの制度を広く地域に浸透させ、地域住民が「達人」の商品を積極的に購入することで地域農業を支え、あわせて安全・安心な食の供給体制を確立し、消費者と農家がともに支え合う地域づくりを目指します。

##### (モデル地区の活動支援)

各モデル地区における17年度の活動を踏まえ、安全・安心な農林水産物の生産活動や郷土料理・行事食等伝承活動、消費者による生産者支援活動、食の健康活動、地域内で住民がゆったり楽しめる活動等をモデル地区の実情に応じて実施していきます。

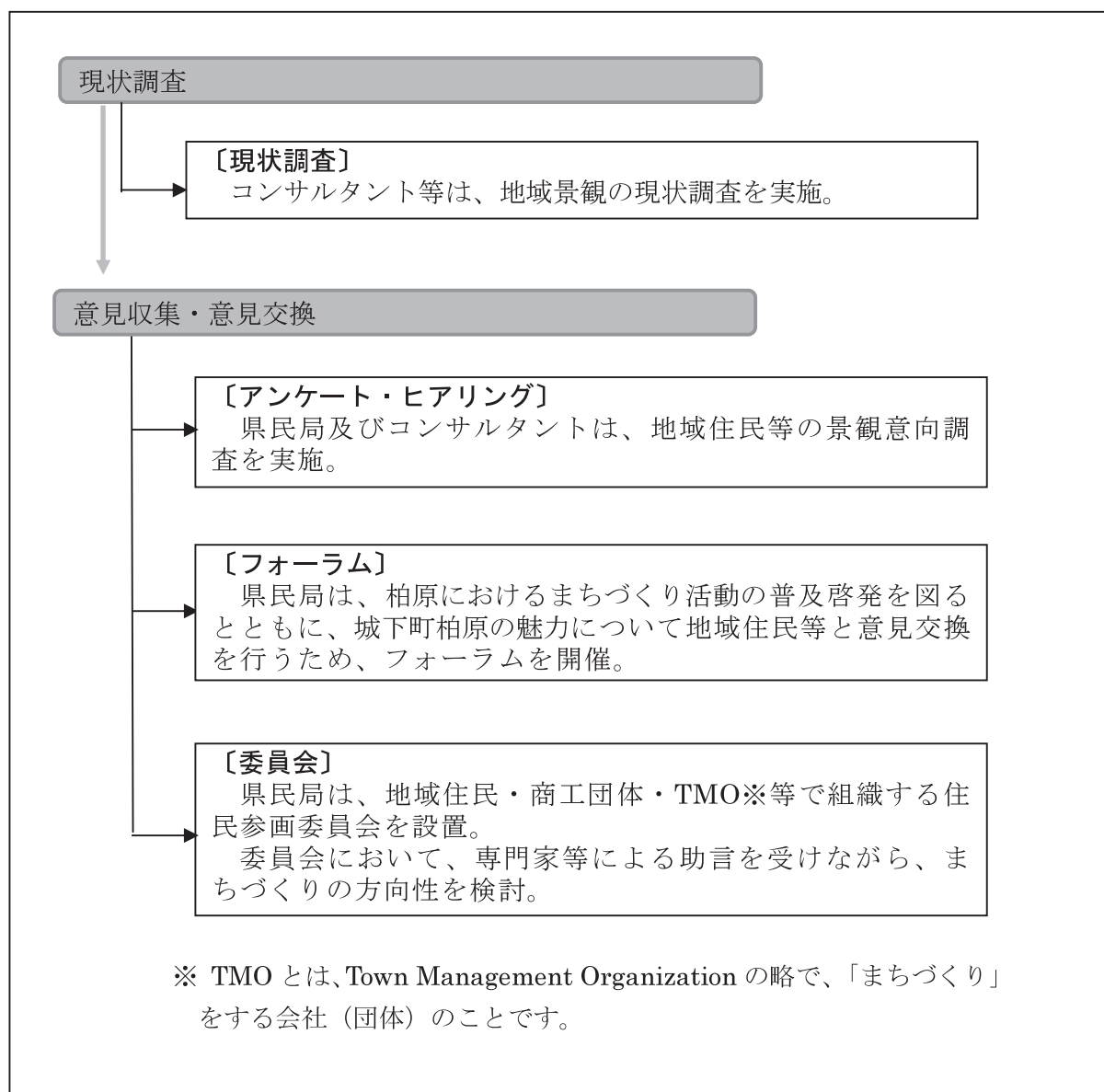
## 歴史とふれあうまち～丹波の再生～(新) (丹波県民局)

### 事業概要

平成15年度に緑条例の基準等を見直した際に、地域特性に応じて新たに丹波地域では「歴史的な町の区域」※を設定するなど、城下町や宿場町などの歴史的なまちなみを生かしたにぎわいのある地域づくりを進めています。古民家などの歴史的建造物の保存や、地域への入り口となるIC周辺の景観形成について、その課題や対応等を住民の参画を得た委員会で検討し、住民等の意向を踏まえながら、にぎわいあるまちの創出と観光などによる地域づくりの支援を行います。

※「歴史的な町の区域」：かつての城下町や宿場町などの趣が残っている区域

### 参画と協働の方法



## 参画と協働の実施状況

### ◇城下町柏原委員会の設置

歴史的なまちなみ保存や中心市街地の活性化に向けた取り組みに関する情報の共有と、これらに取り組む多様な主体の連携を図るため、地域住民、商工団体、TMO等で組織する「城下町柏原委員会」を設置しました。

- ・「城下町柏原委員会」の開催

開催日	検討内容
平成17年8月3日	・柏原中心市街地の現状について
平成17年11月3日	・まちづくりフォーラムの開催
平成17年2月7日	・城下町柏原の歴史的景観特性とまちづくりの方向性について
平成18年3月14日	・来年度の取り組みについて

### ◇まちづくりフォーラムの開催

柏原におけるまちづくり活動の普及啓発を図るとともに、城下町柏原の魅力について地域住民等と意見交換を行うため、まちづくりフォーラムを開催しました。

- ・開催時期：平成17年11月3日
- ・開催場所：J A丹波ひかみ柏原支店2階大会議室
- ・参加者：約100名

### ◇「城下町柏原歴史ウォーク」の開催

城下町柏原の歴史的景観特性について、住民の理解を深めるとともに、景観に対する意識醸成を促すため、城下町柏原歴史ウォークを開催しました。

- ・開催時期：平成18年3月11日
- ・開催場所：柏原商工会3階ホール→柏原城下町地区散策
- ・参加者：約40名

### ◇丹南篠山口IC周辺の景観に関する住民等の意向調査

丹南篠山口IC周辺及び篠山中心市街へ向かうバイパス道路沿道を対象に、篠山らしい景観について、地域住民及び観光客にアンケートを行いました。また同様に、バイパス道路沿道の事業者（4社）にヒアリングを行いました。

#### ① 地域住民アンケート

調査対象：丹波市・篠山市に居住する住民約150名

調査時期：平成17年12月

主な意見：

- ・地域住民向けと観光客向けの両方の施設があるのがよい。
- ・ほっとできるような場所にしたい。
- ・何らかの景観対策は必要ではないか。
- ・篠山を代表するイメージは手入れの行き届いた田園である。

## ② 観光客アンケート

調査対象：篠山市街地を訪れた観光客約100名

調査時期：平成17年11月26日

主な意見：

- ・旧市街に行くまでの通過点であり、あまり印象に残っていない。
- ・沿道にも篠山らしさ（伝建地区※や田園風景のイメージ）がほしい。
- ・市街地への案内が不十分である。

※ 伝建地区：伝統的建造物群保存地区の略称で、城下町、宿場町、門前町など、各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図る制度により選定された地区のことをいいます。

## ③ 沿道事業者ヒアリング（4社）

実施時期：平成18年1月27日、2月1日

主な意見：

- ・観光客を意識しすぎるよりも地域の活性化の視点が重要である。
- ・篠山旧市街地のイメージだけでなく、新しいにぎわいの中心を目指すべき。
- ・事業者が投資意欲の出るような地区にしていくべき。

## 参画と協働の主な課題と今後の取り組み方向

### （委員会への側面的支援）

平成17年度に設置した「城下町柏原委員会」では、城下町柏原のまちづくりについて検討を行い、歴史的まちなみを生かしたまちづくりの取り組みについて、一定の方向性を出すことができました。しかしながらその一方で、委員会は、本来、地域住民等が自ら発案し行動する活動母体として設置したものですが、1年目の取り組みであったことから、現実には、県が課題や対応策を発する場となっています。

そこで、住民主体の委員会活動を促すため、平成18年度から委員会の事務局を県民局からTMOや丹波市に移すこととしています。

今後、委員会では、歴史的まちなみを生かしたまちづくりの方針など、地域づくりの対策案を策定することとしており、県民局としては、委員会の活動が円滑に進むよう側面的な支援をしていきます。

### （住民等の意向を踏まえた地域づくりへの支援）

平成17年度に実施した丹南篠山口IC周辺の景観等に関する住民等の意向調査の結果、課題として、JR篠山口駅から丹南篠山口IC周辺の新たなにぎわいの核となる地域イメージの明確化や、沿道事業者や地元住民をはじめ多くの市民が共有できる景観の目標像づくり、沿道事業者や地主の意識啓発と景観形成に向けた具体的なルールづくりが必要であることが明らかとなりました。

今後は、住民等の意向調査を踏まえ、篠山の魅力ある景観形成を図るため、まちづくりセンターのまちづくり支援事業におけるアドバイザー派遣や、県の「快適空間」創造まちづくり支援事業におけるまちづくり活動助成により、住民主体の地域づくりを支援していきます。

